

第2次 海南市地域福祉計画

令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度



令和 2 年 3 月
海 南 市

はじめに

近年、急速な少子高齢化の進行に加え、核家族や単身世帯が増加する中で、地域の状況は大きく変容し、かつてはあった「向こう三軒両隣」という言葉に代表される地域での住民同士のつながりが希薄になりつつあります。



このような中で、あらためて人と人とのつながりを見つめ直し、市民と地域、行政、関係機関等が力を合わせ、地域のつながりの再構築に取り組んでいくことが求められています。

本計画を策定するにあたり、市民アンケートや地域福祉懇談会、また、市民団体の代表者や公募委員の皆様で構成する地域福祉計画策定検討会を通して広く市民の皆様のご意見をお聴きしながら、目指すべき地域福祉の形を検討してまいりました。

この度、新たに策定した「第2次海南市地域福祉計画」では、これまでの取り組みをさらに充実・発展させるため、第1次計画で取り組んできた内容を踏襲しつつ、地域を取り巻く状況の変化に柔軟に対応しながら、“つながり”と“支え合い”によるまちづくりの実現に向けて、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

今後、計画の推進につきましては、市民の皆様をはじめ各種団体、事業者各位と行政がお互いに連携を図りながら、基本理念である「市民みんなで安心していきいきと暮らしているまち」の実現を目指して取り組むことが必要であると考えておりますので、今後とも、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました策定検討会の構成員の皆様をはじめ、市民アンケートや地域福祉懇談会で貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和2年3月

海南市長 **神出政巳**

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画の策定の趣旨と背景	1
2	地域福祉とは	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画期間	6
5	計画策定の方法	7
第2章	地域福祉を取り巻く現状と課題	8
1	統計にみる現状	8
2	アンケート調査結果からみる現状	19
3	地域福祉懇談会からみる現状	27
4	福祉関係者ヒアリングからみる現状	38
5	海南市の地域福祉における課題	40
第3章	計画の基本的な考え方	43
1	計画の基本理念	43
2	計画の基本目標	44
3	計画の体系	45
第4章	施策の展開	46
	基本目標1 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり	46
	基本目標2 市民の困りごとを受け止める総合相談体制づくり	52
	基本目標3 安心・安全な支え合いのまちづくり	58
第5章	計画の推進	64
1	計画の推進体制	64
2	計画の管理と評価	67

参考資料	68
1 事業一覧.....	68
2 アンケート調査結果.....	73
3 策定経過.....	81
4 海南市地域福祉計画策定検討会要綱.....	82
5 海南市地域福祉計画策定検討会構成員名簿.....	83
6 用語説明.....	84



計画の策定にあたって

1 計画の策定の趣旨と背景

(1) 社会的な動向

近年、少子高齢化の急速な進行、単身世帯の増加などの影響により、日々の暮らしにおける生活課題は複雑化・多様化するとともに、家族のつながりや地域コミュニティの希薄化や社会的な孤立化が進行し、日常生活に不安を抱えている人が増えています。

また、障害のある子の親が要介護者となる世帯や介護と育児を同時に行うダブルケア問題を抱える世帯の増加、ひきこもりなどの長期化による8050問題など、複合的な課題を抱えるケースも増えています。

このような課題に対しては、地域コミュニティが持つ役割や機能を見直すとともに、地域の中で居場所づくりを行うなど、地域や人とのつながりが感じられる社会を実現していくことが求められており、分野を超えて関係者が連携し、対応していくことが必要です。

また、高齢化が進み、支援が必要な人が増える一方で、地域福祉活動に取り組む地域住民の減少が懸念されています。地域における支え合いや助け合いの取組が将来にわたり持続できるよう、地域福祉に関する啓発や情報発信などを進めることで、一人ひとりの関心を高め、地域福祉を担う人材や団体などの多様な担い手を支援・育成していくことが必要です。

さらには、近年多発している自然災害を受けて、地域のつながりやコミュニティの必要性が改めて強く認識されるようになり、地域性を生かした相互の支え合い体制の確立を図ることが求められています。

(2) 国の動向

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画が福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられました。平成29（2017）年12月には、国からガイドラインが示され、地域福祉計画の策定にあたっては、「高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に関する事項」について、新たに盛り込むことが求められています。

(3) 計画の策定の趣旨

本市においては、平成27（2015）年3月に「海南省地域福祉計画、地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「第2次海南省地域福祉計画、地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。



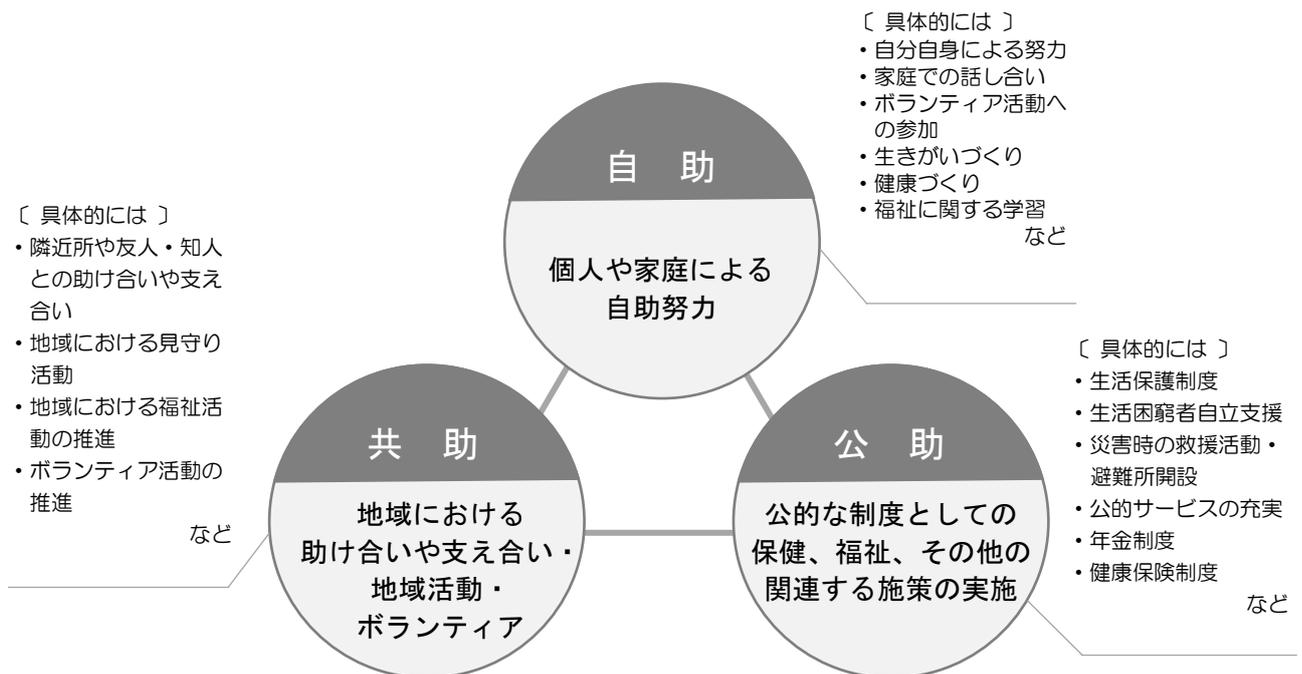
2 地域福祉とは

我が国の福祉においては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の対象別に、それぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。

これからの地域社会においては、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしながら「福祉（幸せや豊かさ）」を実感できる仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められます。

そのためには、様々な生活課題について、個人や家族が自ら解決すること（自助）、地域やボランティア等による支え合い活動（共助）、行政等による支援（公助）の連携がますます重要となります。

地域社会における生活課題について、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等が協力し、ともに連携・協働しながら、解決につなげる仕組みづくりが地域福祉です。



3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」で、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

本計画においては、次の5つの事項についてその具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むものとします。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

【参考】 社会福祉法（抄）

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

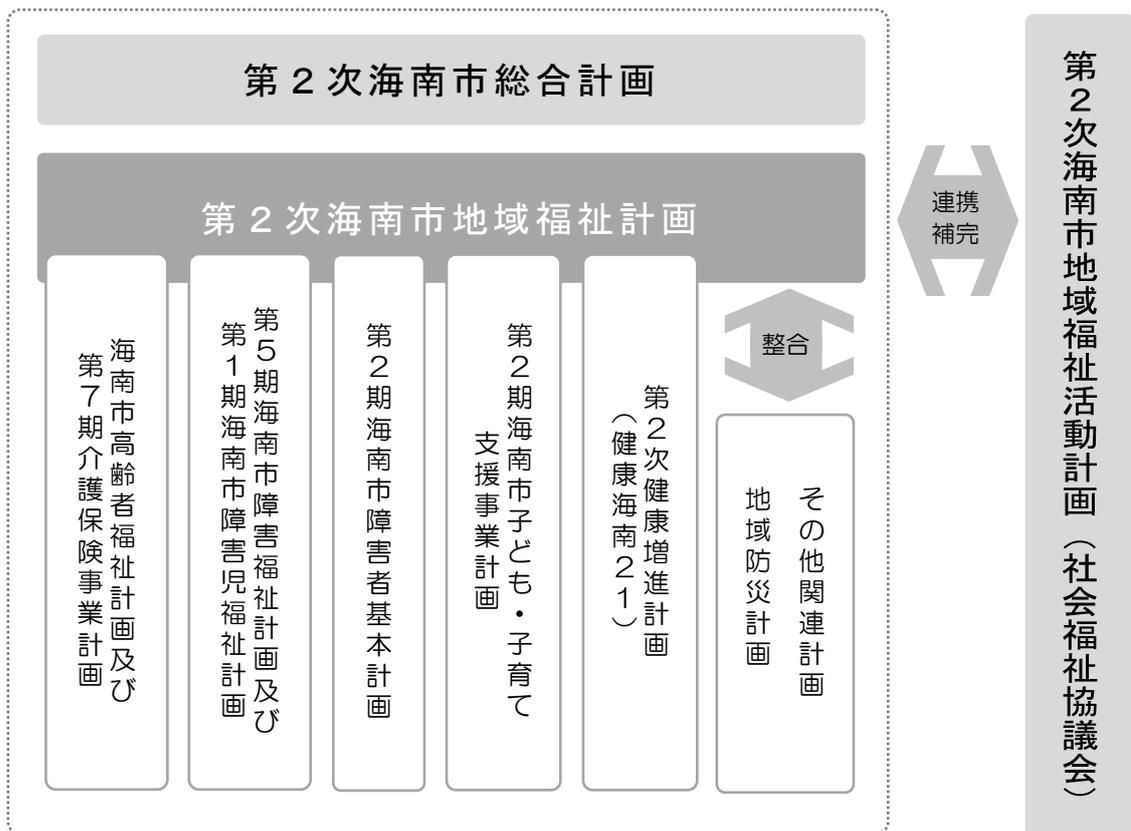
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(3) 関連計画との関係

本計画は「海南省総合計画」を上位計画とし、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障害者、子ども（子育て支援）等の関連する分野別計画の上位計画に位置づけ、福祉分野の総合的な計画とします。

また、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる本計画と、海南省社会福祉協議会が中心となり策定し、市民の活動・行動のあり方を定める「海南省地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を図ると同じ目的を持った計画であり、車の両輪の関係ともいえます。このため、お互いの計画の内容や事業等を共有し、整合性を図りながら、相互に連携し、地域福祉を推進していくことが重要となります。

関連計画との整理



4 計画期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合性を考慮し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

5 計画策定の方法

(1) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

地域福祉に関する取組や考えなどを把握するため、地域福祉について市民アンケート調査を実施しました。

(2) 地域福祉懇談会の実施

住民自身が主体となり、自分たちの地域の福祉課題について話し合い、考えていただくため、海南省と海南省社会福祉協議会の共同で、令和元年10月17日から11月4日にかけて、中学校区を地域単位とした8会場で地域福祉懇談会を実施し、207人に参加いただきました。

(3) 福祉関係者へのヒアリングの実施

海南省と海南省社会福祉協議会が、市内の高齢者関係団体、障害者関係団体、子育て関係団体、スポーツ関係団体、計12団体の協力を得て、施設や団体が取り組む地域福祉活動の状況についてヒアリングを実施しました。

(4) 計画策定検討会の開催

本計画の策定にあたり、地域福祉関係当事者等の意見を反映するとともに、地域を取り巻く環境等を踏まえた計画とするため、市民、学識経験者及び地域福祉に関する事業に従事する者等で構成する「海南省地域福祉計画策定検討会・海南省地域福祉活動計画策定検討会」において、計画の内容について協議しました。

(5) パブリックコメントの実施

令和2(2020)年1月～2月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



第2章

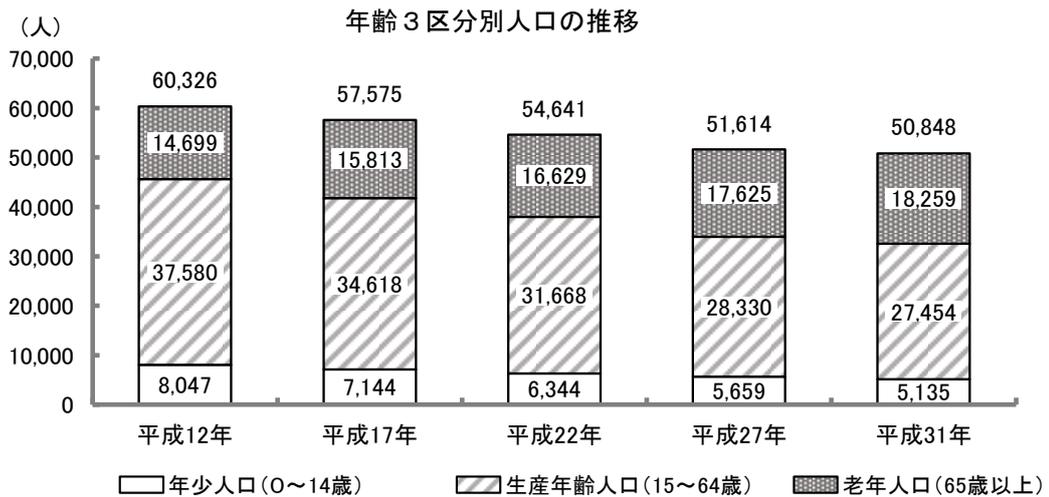
地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計にみる現状

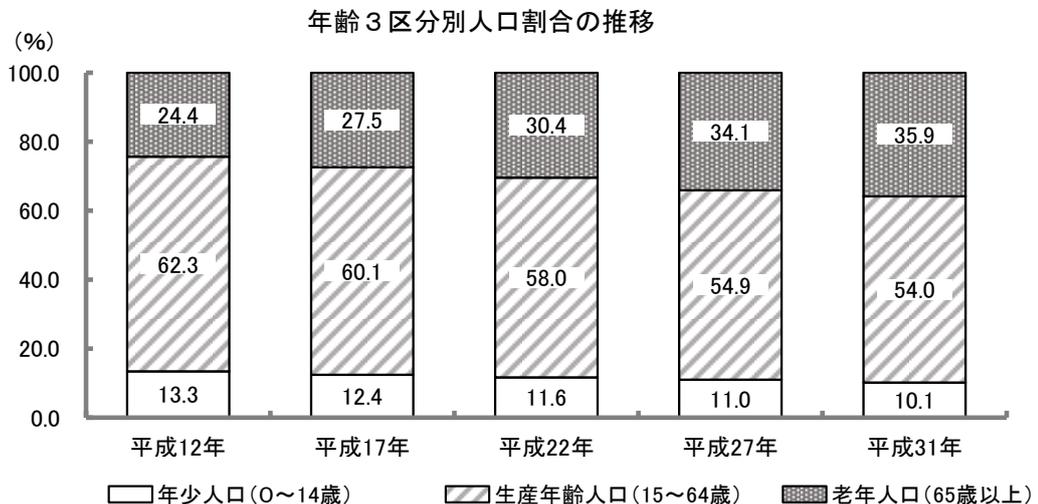
(1) 人口の推移

① 年齢3区分別人口

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で50,848人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：平成12～平成27年は国勢調査、平成31年は住民基本台帳（3月末現在）

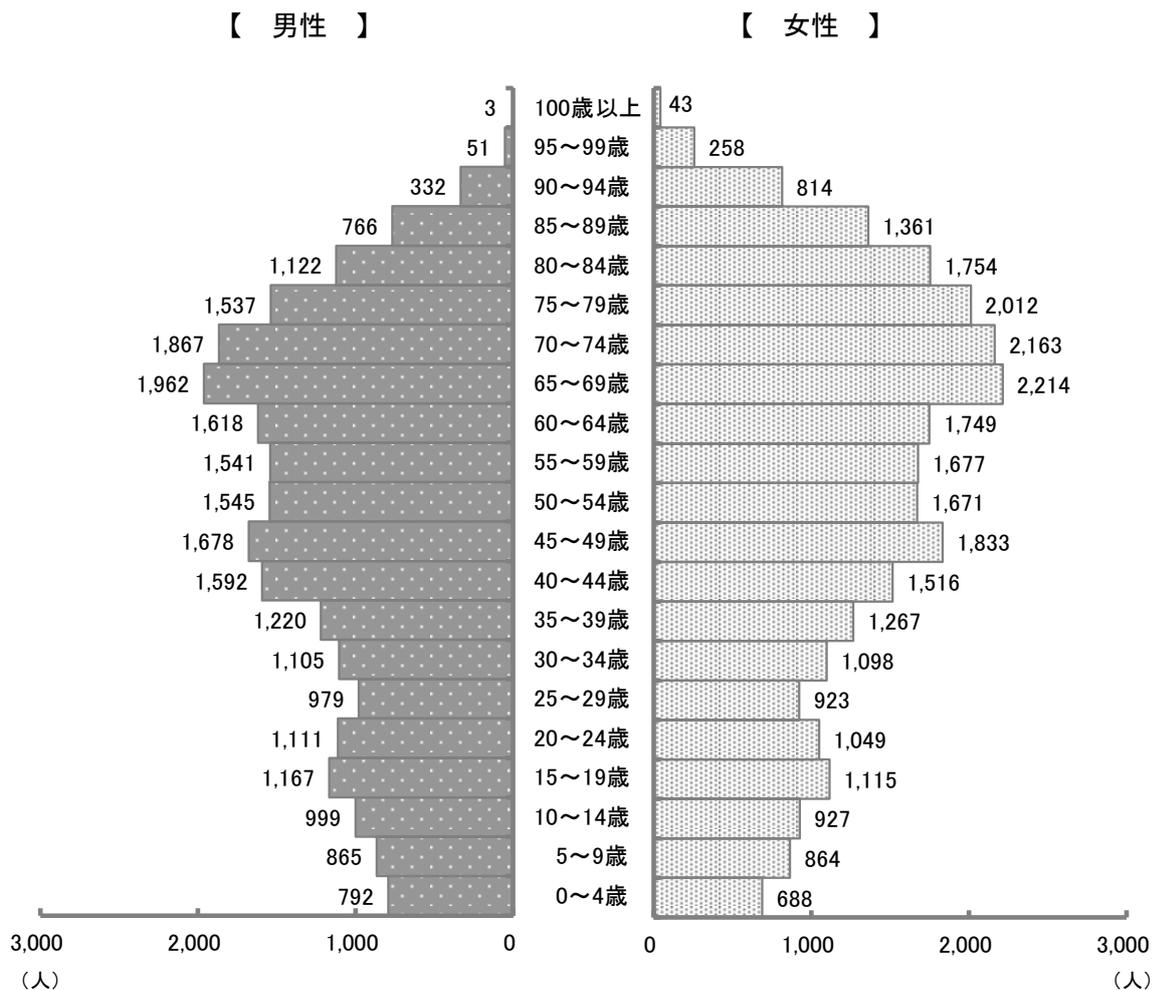


資料：平成12～平成27年は国勢調査、平成31年は住民基本台帳（3月末現在）

② 人口ピラミッド

男女別年齢5歳階級別人口ピラミッドをみると、男女ともに65歳以上人口が多く、少子高齢化がみられます。また、女性の人口は85歳以上で他の年代より大きな差が見られます。

男女別年齢5歳階級別人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成31年3月末現在）

③ 地区別年齢3区分別人口

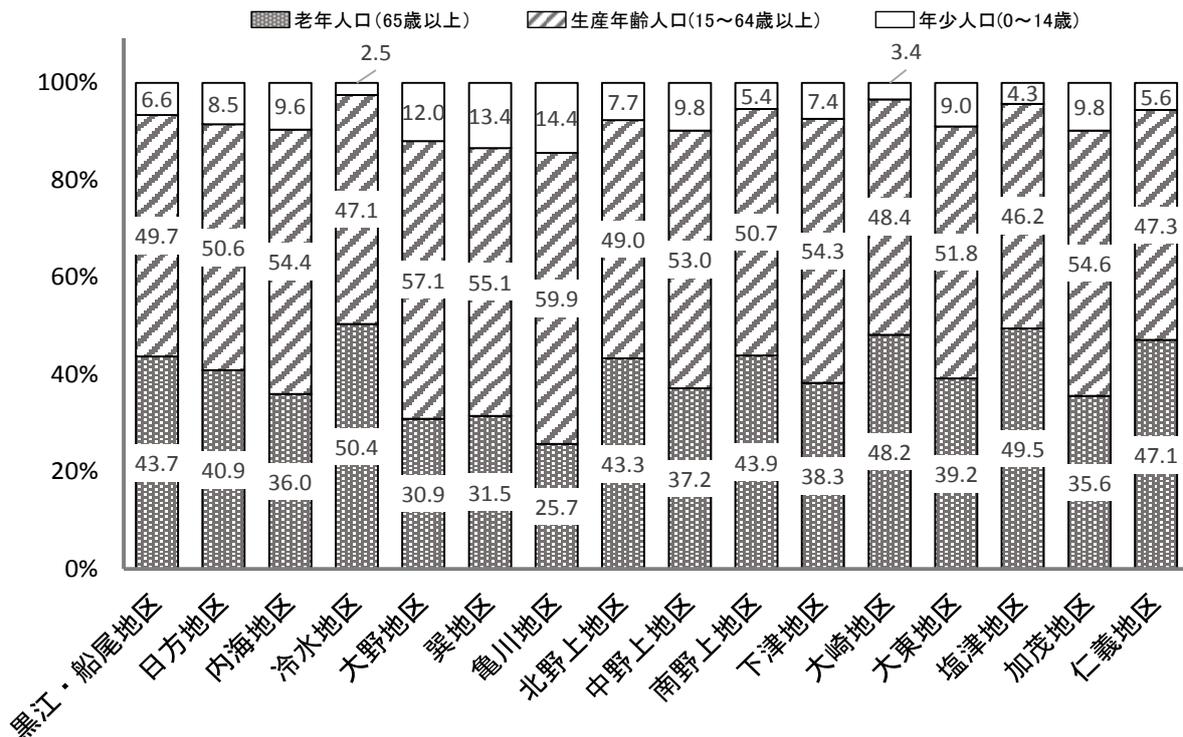
年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は亀川地区が最も多く、老年人口（65歳以上）は黒江・船尾地区が最も多くなっています。

地区別年齢3区分別人口 (単位：人)

地区	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	合計
黒江・船尾地区	308	2,334	2,054	4,696
日方地区	360	2,155	1,740	4,255
内海地区	424	2,415	1,600	4,439
冷水地区	12	227	243	482
大野地区	663	3,158	1,709	5,530
巽地区	852	3,492	1,999	6,343
亀川地区	1,107	4,615	1,980	7,702
北野上地区	186	1,192	1,053	2,431
中野上地区	255	1,380	969	2,604
南野上地区	62	586	507	1,155
下津地区	252	1,858	1,311	3,421
大崎地区	15	215	214	444
大東地区	303	1,737	1,314	3,354
塩津地区	21	225	241	487
加茂地区	277	1,544	1,005	2,826
仁義地区	38	321	320	679

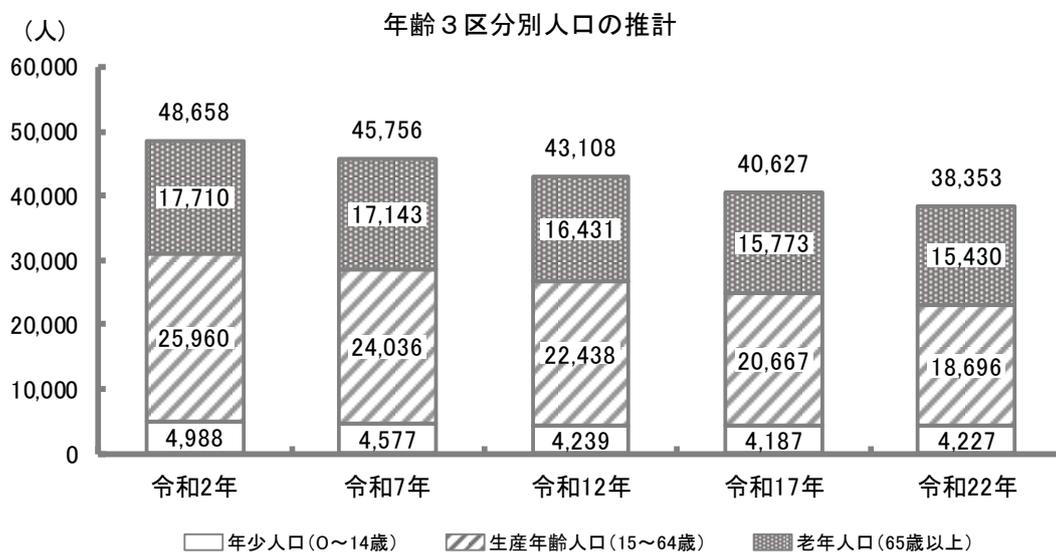
資料：住民基本台帳（平成31年3月末現在）

地区別年齢3区分別人口（割合）



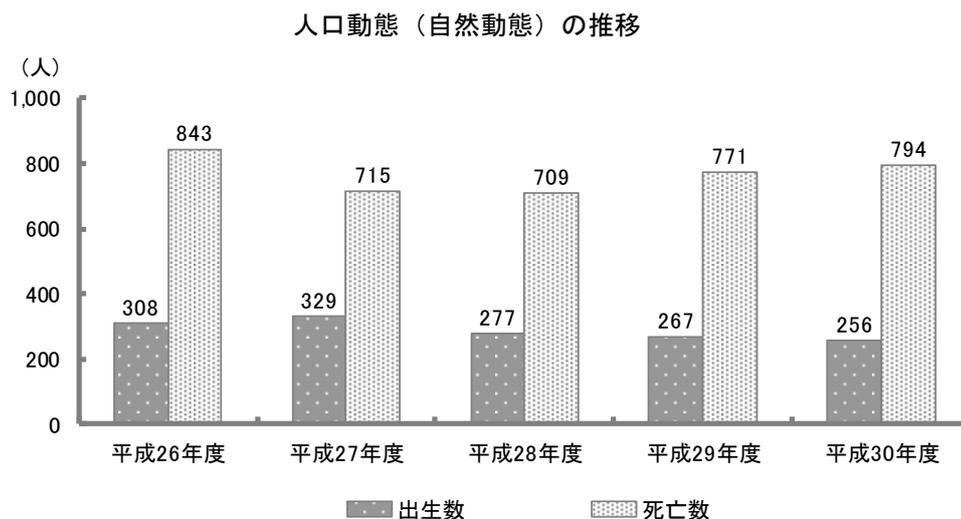
④ 人口の推計

本市の人口推計は、減少傾向で推移し、令和22年では38,353人となっています。



⑤ 人口動態（自然動態）

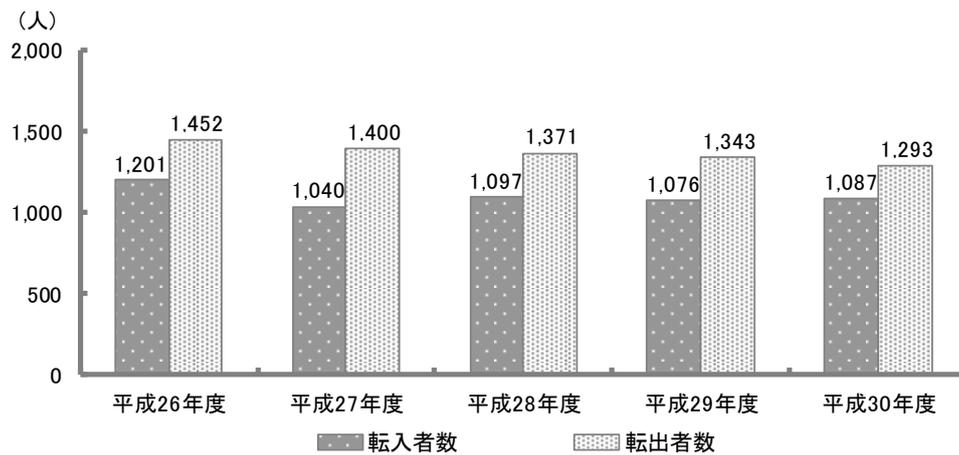
本市の出生数は、平成27年度以降減少傾向にあり、平成30年度では256人となっています。死亡数は増減を繰り返しており、平成30年度では794人となっています。



⑥ 人口動態（社会動態）

本市の転入者数は、増減を繰り返しており、平成30年度では1,087人となっています。転出者数は、平成26年度以降減少傾向にあり、平成30年度では1,293人となっています。

人口動態（社会動態）の推移

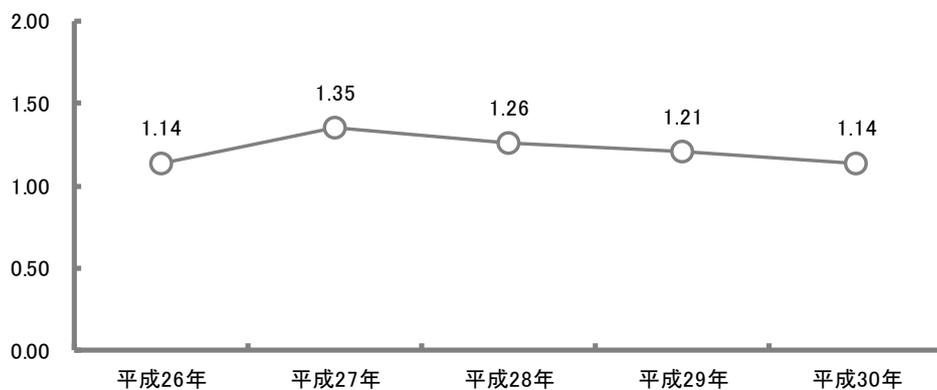


資料：住民基本台帳（3月末現在）

⑦ 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性とその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。この数字は一般に少子化問題との関係で用いられ、本市の合計特殊出生率は平成27年から減少傾向にあり、平成30年で1.14となっています。

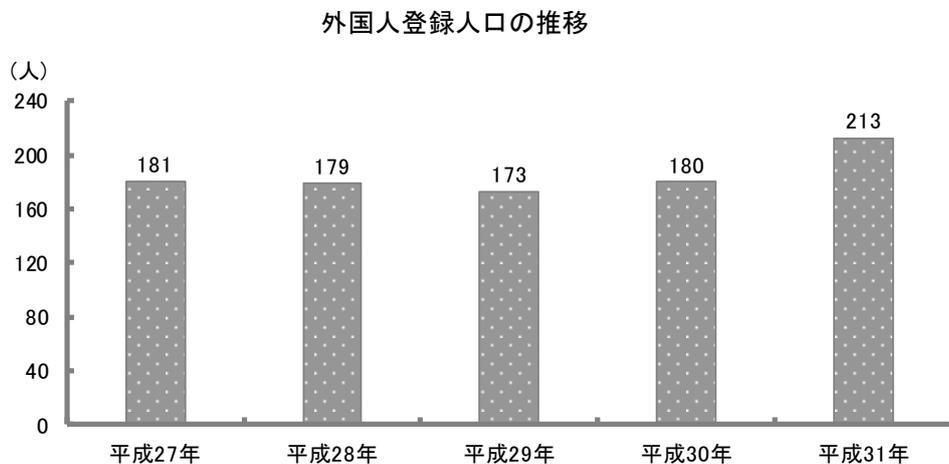
合計特殊出生率の推移



資料：人口動態調査・住民基本台帳

⑧ 外国人登録人口

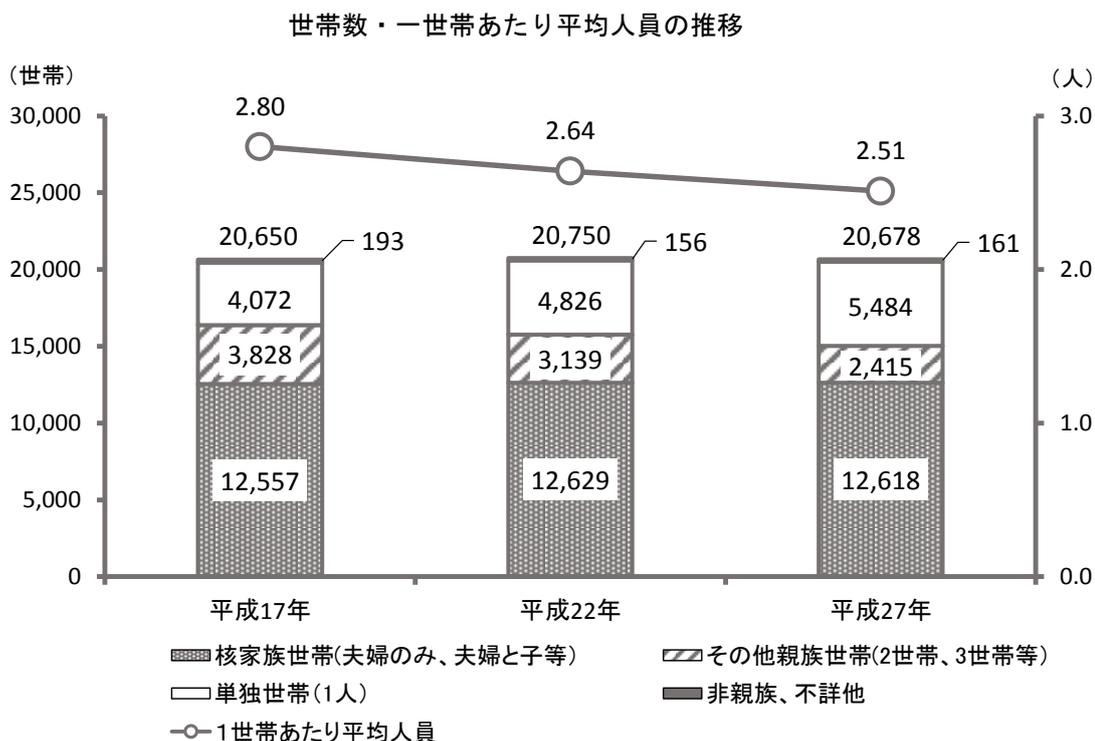
本市の外国人登録人口は、平成29年より増加傾向にあり、平成31年では213人となっています。



資料：住民基本台帳（3月末現在）

(2) 世帯の状況

本市の世帯数は、増減を繰り返しており、平成27年では20,678世帯となっています。一世帯あたりの平均人員は年々減少しており、平成27年では2.51人となっています。



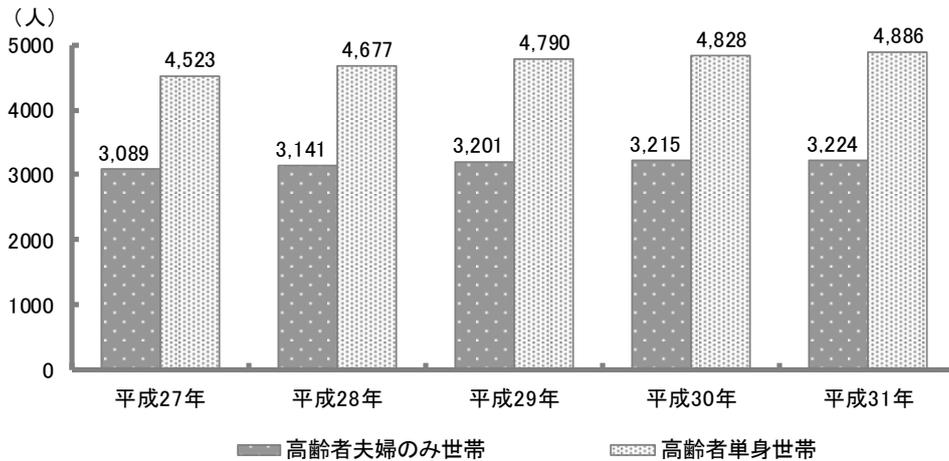
資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

① 高齢者夫婦のみ世帯と高齢者単身世帯の推移

高齢者夫婦のみ世帯数及び高齢者単身世帯数は、ともに増加傾向で推移しています。世帯の状況や人口動態の状況、高齢化の推移から判断して、今後も増え続けることが予想されます。

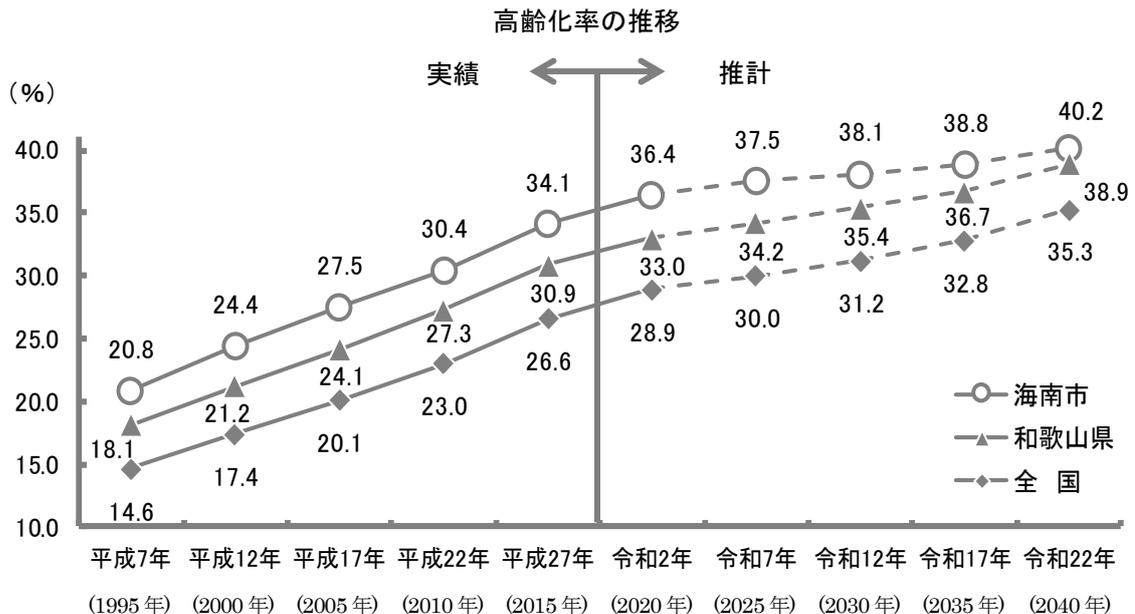
高齢者夫婦のみ世帯と高齢者単身世帯の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

② 高齢化率の推移

本市の高齢化率は上昇傾向にあり、平成27年で34.1%となっており、国や和歌山県と比較すると、高い水準となっています。

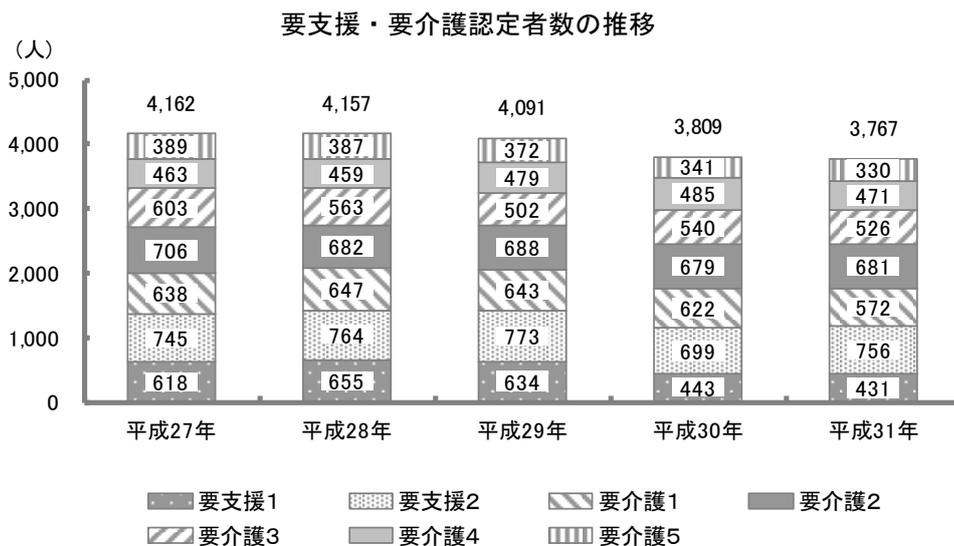


資料：平成7～平成27年は国勢調査

令和2年からの推計値は第2期海南市人口ビジョン、和歌山県における高齢化の状況(令和元年度版)

③要支援・要介護認定者数

本市の要支援・要介護認定者数は、年々減少しており、平成31年では3,767人となっています。平成27年4月の介護保険法改正により介護予防訪問介護、介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したことに伴い、要支援1相当の方が認定の不要な事業対象者としてサービス利用をすることとなったため、他の介護度認定者数に比べ、減少率が高くなっています。

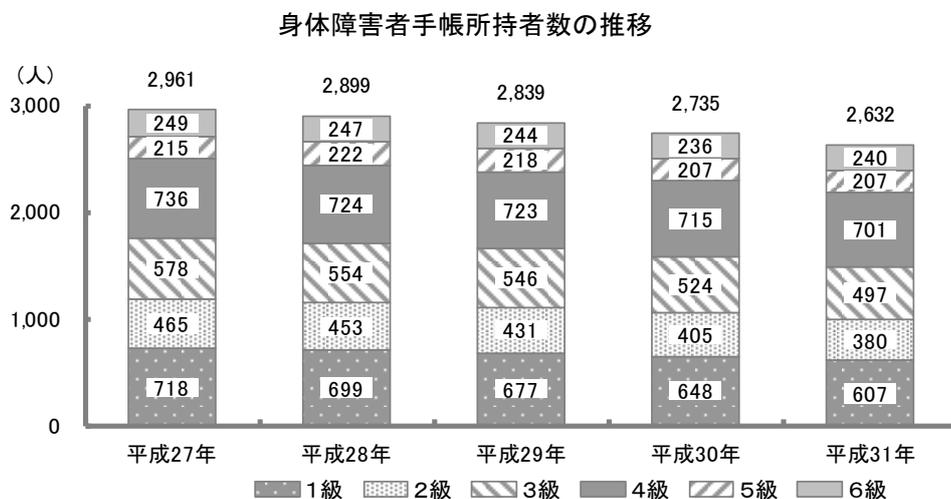


資料：介護保険事業報告（各年3月末現在）

（4）障害者の状況

①身体障害者手帳所持者数

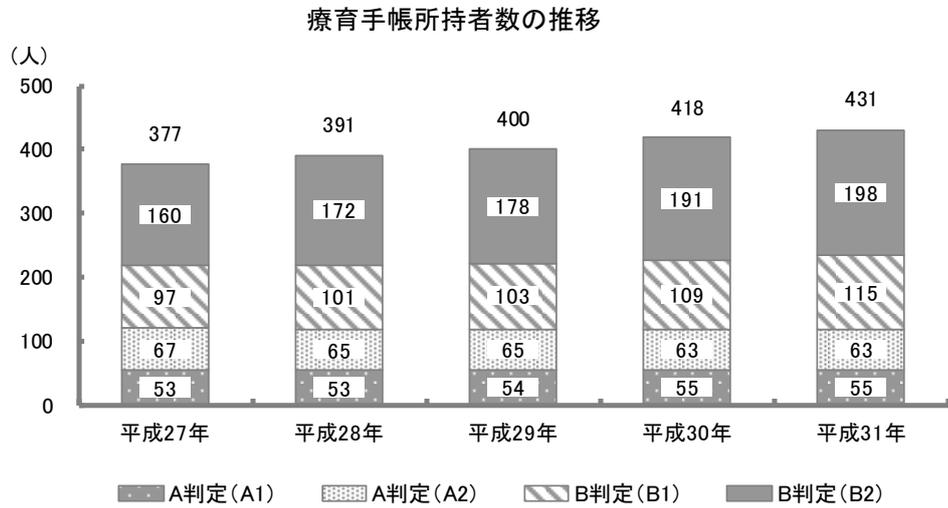
本市の身体障害者手帳所持者数は、減少しています。特に3級以上で大きく減少しています。



資料：社会福祉課（各年3月末現在）

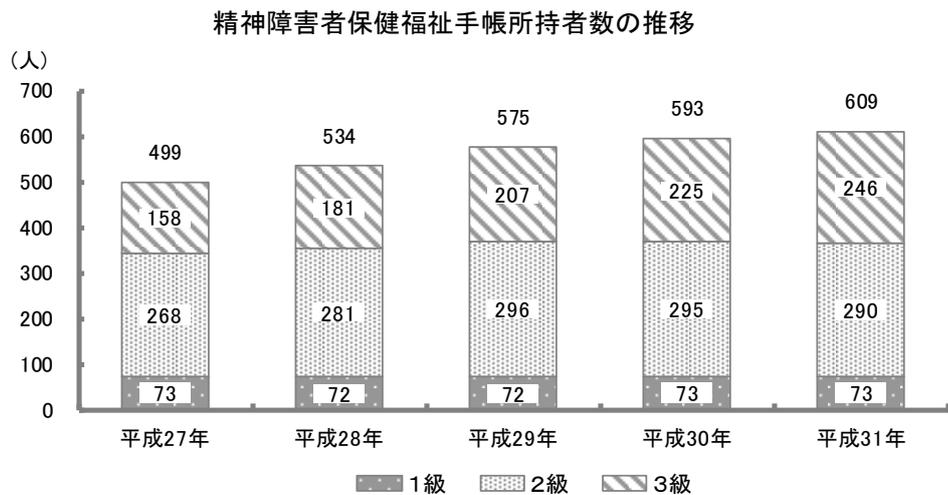
② 療育手帳所持者数

本市の療育手帳所持者数は、年々増加しており、平成31年では、平成27年に比べ54人増加しています。特に、B1（中度）、B2（軽度）で大きく増加しています。



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

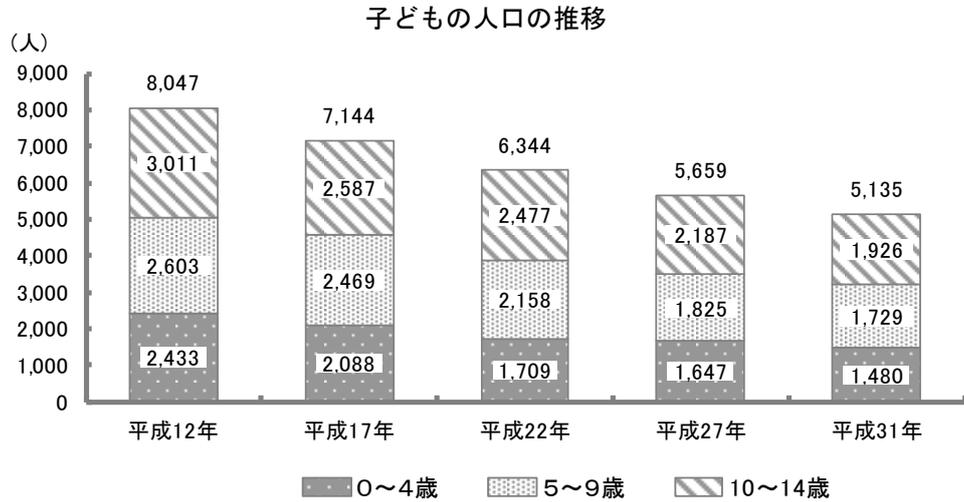
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、平成31年では、平成27年に比べ110人増加しています。特に3級が大きく増加しています。



(5) 子どもの状況

① 子どもの人口の推移

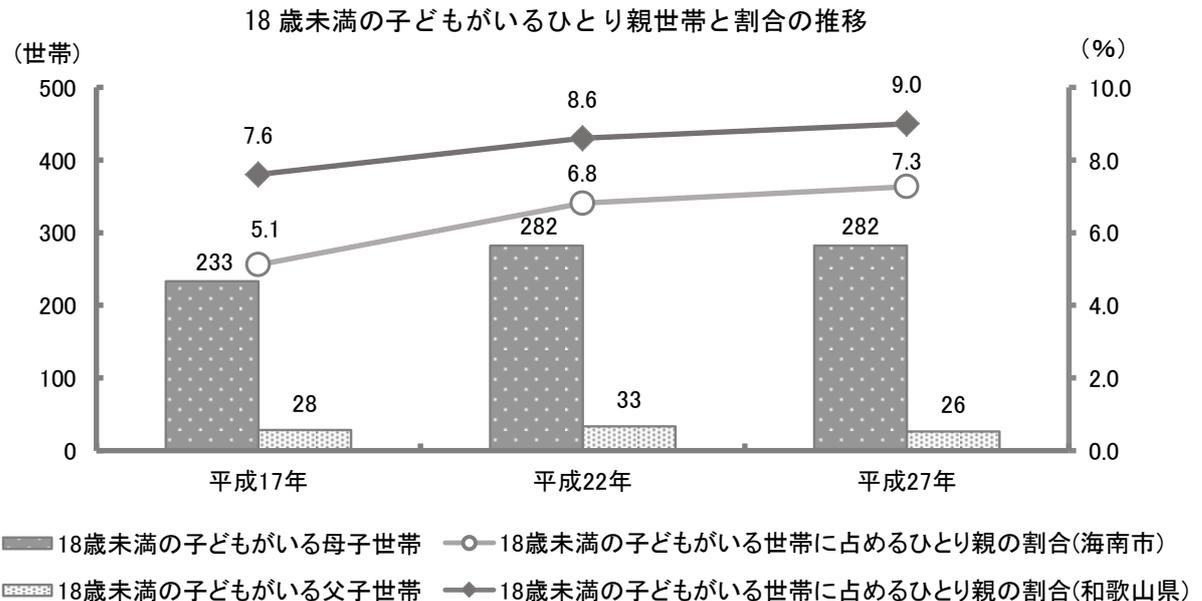
子どもの人口の推移は、年々減少しており、平成31年では、平成12年に比べ、2,912人減少しています。



資料：平成12～平成27年は国勢調査、平成31年は住民基本台帳（3月末現在）

② ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、平成27年で282世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成27年で26世帯となっています。18歳未満の子どもがいる世帯に占めるひとり親の割合は年々増加していますが、和歌山県と比較すると、低い数値で推移しています。



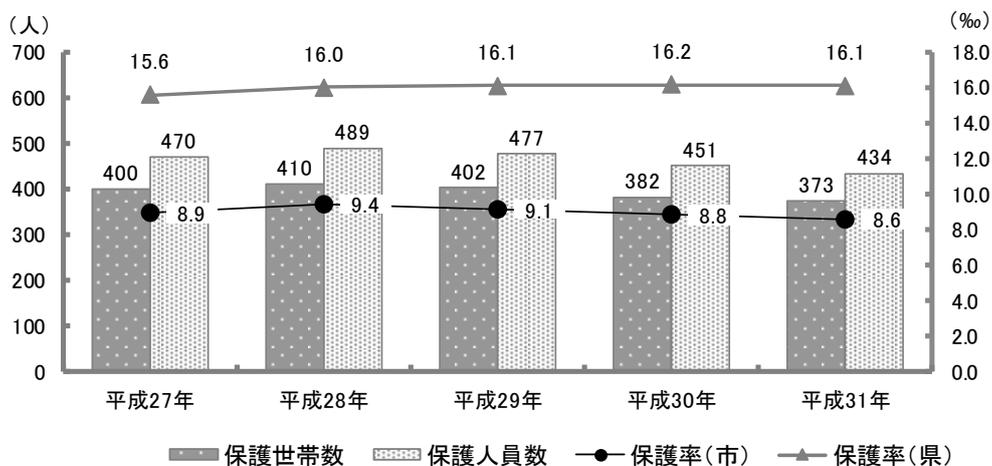
資料：国勢調査

(6) 生活保護の状況

本市の保護世帯数・保護人員数・保護率は、平成28年以降減少しており、平成31年には保護世帯数は373世帯、保護人員数は434人、保護率が8.6‰となっています。

県全体の保護率と海南市の保護率を比較すると、低い数値となっています。

保護世帯数・保護人員数・保護率の推移



資料：社会福祉課（各年3月末現在）

2 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、第2次「海南市地域福祉計画・海南市地域福祉活動計画」の策定にあたり、市民の日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見を聞き、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

② 調査対象

海南市在住の18歳以上の市民から無作為抽出

③ 調査期間

令和元年6月26日から令和元年7月16日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

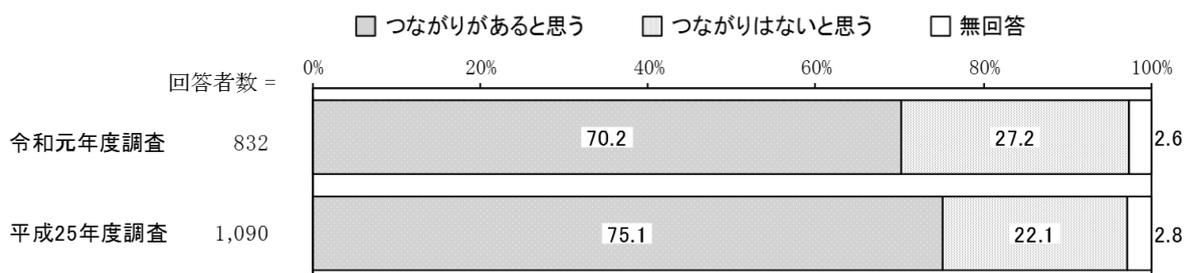
配布数	有効回答数	有効回答率
2,000通	832通	41.6%

(2) 調査結果

問 あなたは、地域とのつながりがあると思いますか。(どちらかに○)

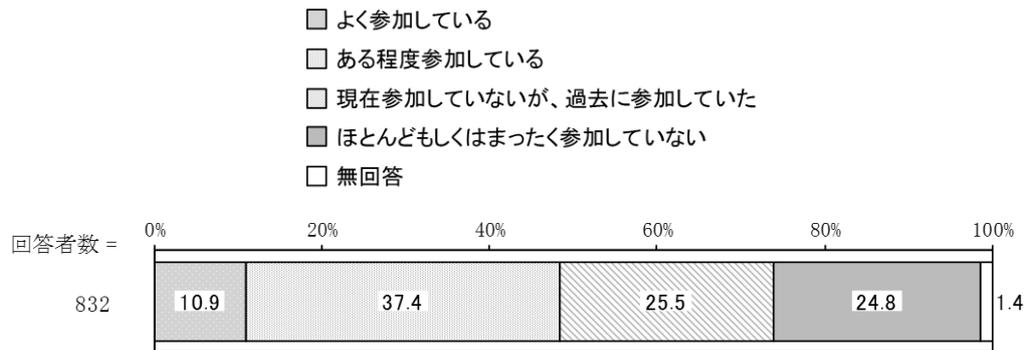
「つながりがあると思う」の割合が70.2%、「つながりはないと思う」の割合が27.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「つながりはないと思う」の割合が増加しています。



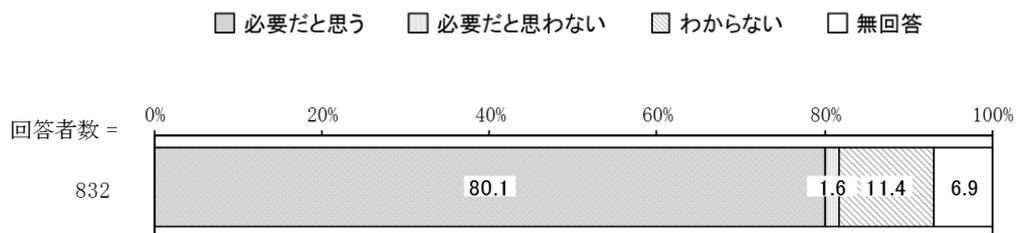
問 あなたは、地域の活動（自治会や子ども会、PTAなど）や行事に参加していますか。

「ある程度参加している」の割合が37.4%と最も高く、次いで「現在参加していないが、過去に参加していた」の割合が25.5%、「ほとんどもしくはまったく参加していない」の割合が24.8%となっています。



問 あなたは身近な地域で起こる問題に対して、住民同士の助け合いや支え合いが必要だと思いませんか。

「必要だと思う」の割合が80.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が11.4%となっています。



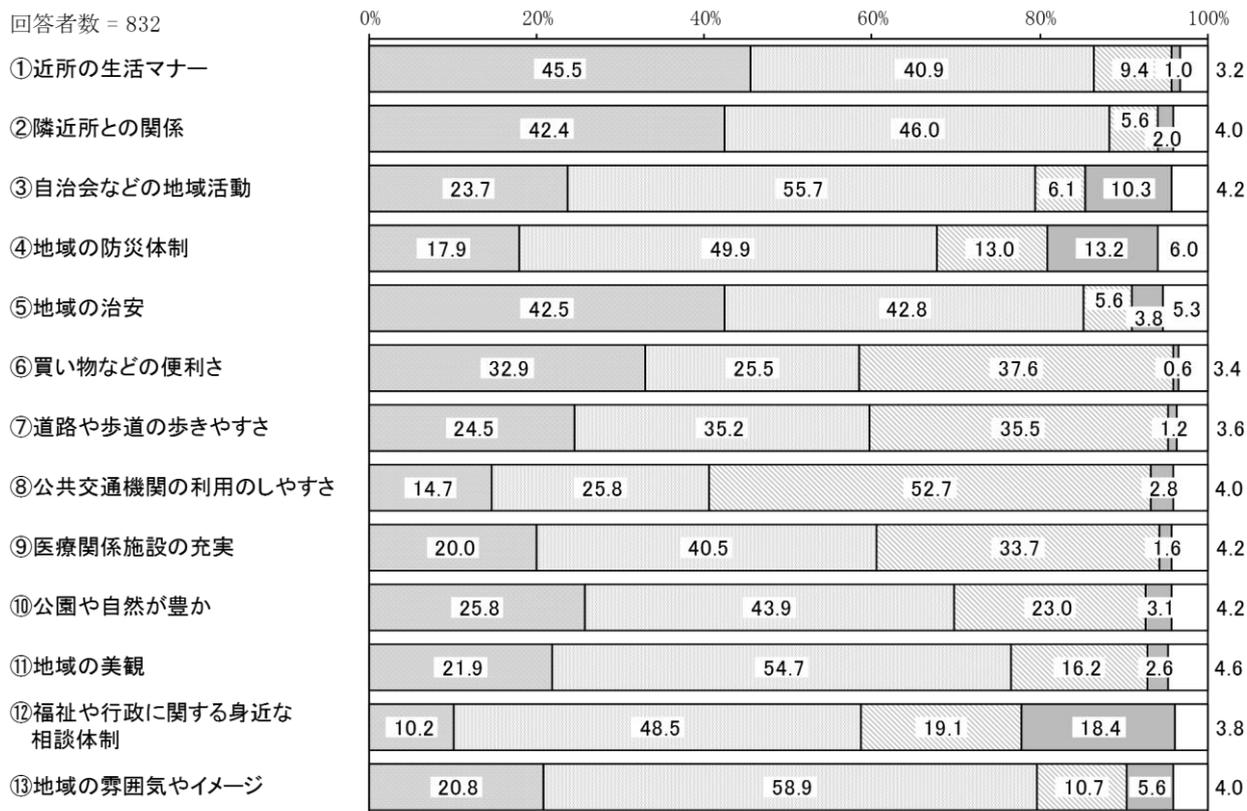
問 現在お住まいの地域の暮らしやすさはいかがですか。

①近所の生活マナー、②隣近所との関係、⑤地域の治安で「満足」と「まあ満足」をあわせた“満足”の割合が高く、4割を超えています。一方、⑧公共交通機関の利用のしやすさで「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”の割合が高く、約5割となっています。

□ “満足” □ 普通 □ “不満” □ わからない □ 無回答

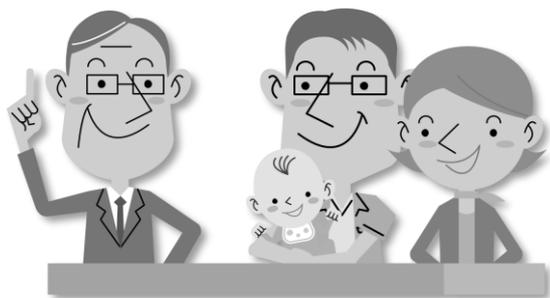
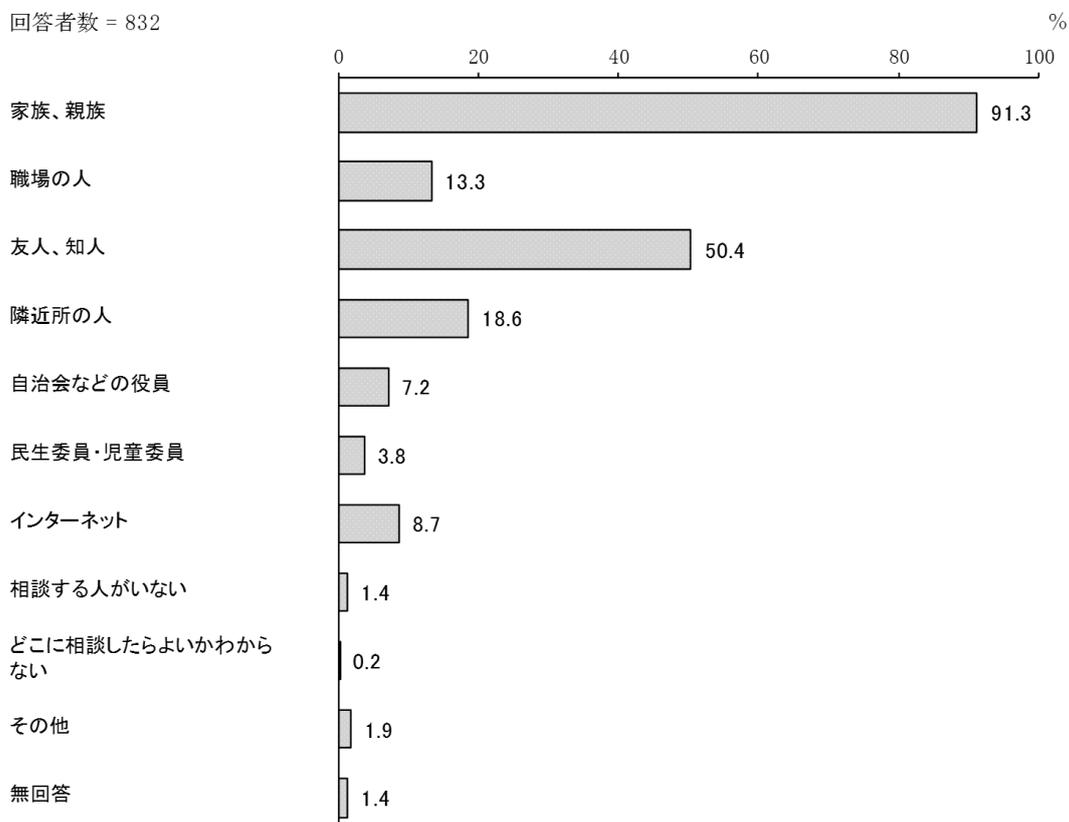
※ “満足”は「満足」「まあ満足」をあわせた数値、“不満”は「やや不満」「不満」をあわせた数値です。

回答者数 = 832



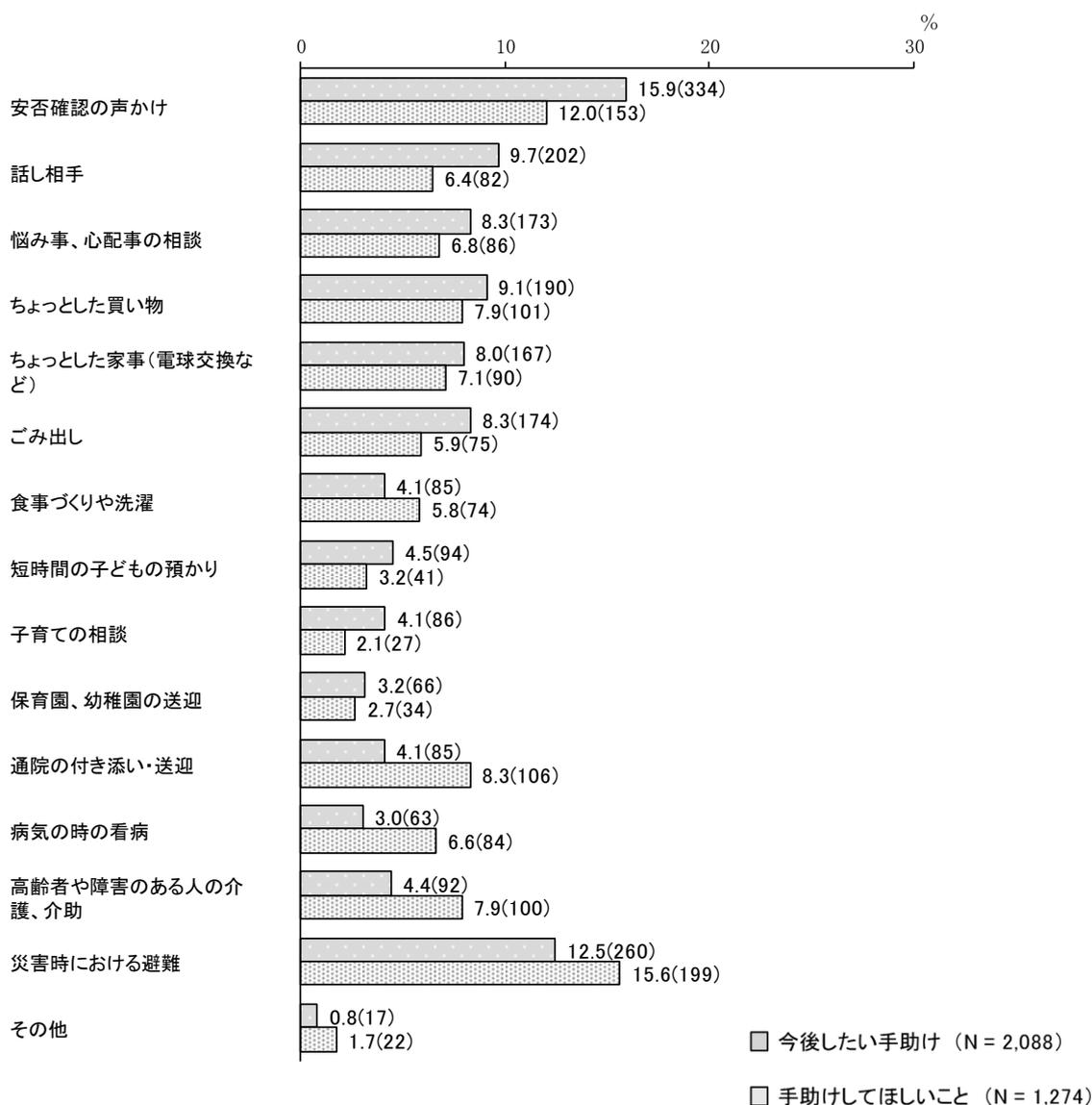
問 あなたが、身近に困った時に相談する相手は誰ですか。

「家族、親族」の割合が91.3%と最も高く、次いで「友人、知人」の割合が50.4%、「隣近所の人」の割合が18.6%となっています。



問 隣近所で困っている方がおられた場合、「今後手助けできると思うこと」はありますか。また、あなたが「現在もしくは将来的に手助けをしてほしいと思うこと」はありますか。

今後したい手助けと手助けしてほしいことの差についてみると、大きな差異はありませんが、「食事づくりや洗濯」「通院の付き添い・送迎」「災害時における避難」で手助けしてほしいことの割合が上回っています。



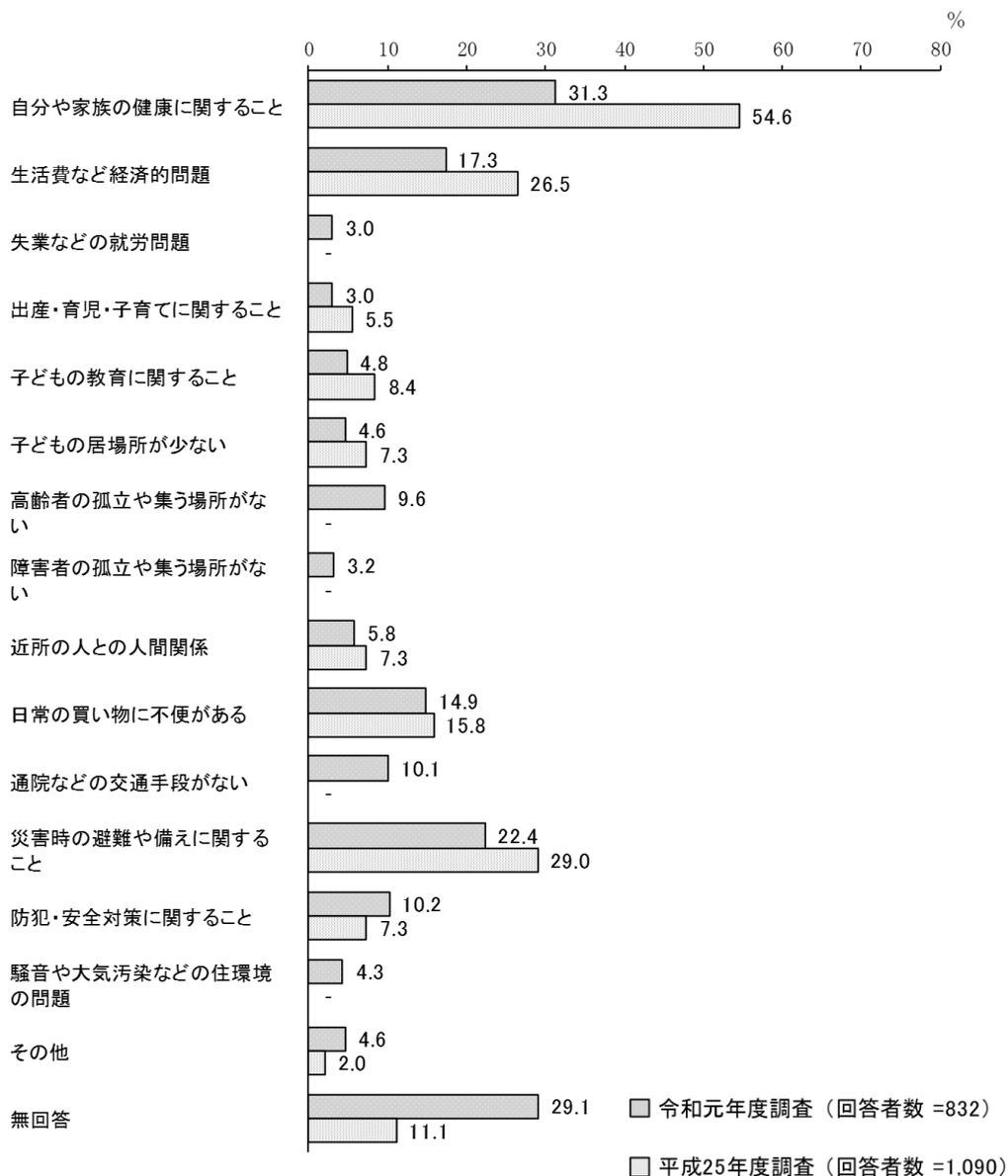
※ここでは、全ての回答件数をN値として割合を算出しています。

※ () 内の数値は回答件数

問 あなたの日常生活の中での困りごとは何ですか。

「自分や家族の健康に関すること」の割合が31.3%と最も高く、次いで「災害時の避難や備えに関すること」の割合が22.4%、「生活費など経済的問題」の割合が17.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自分や家族の健康に関すること」「生活費など経済的問題」「災害時の避難や備えに関すること」の割合が減少しています。

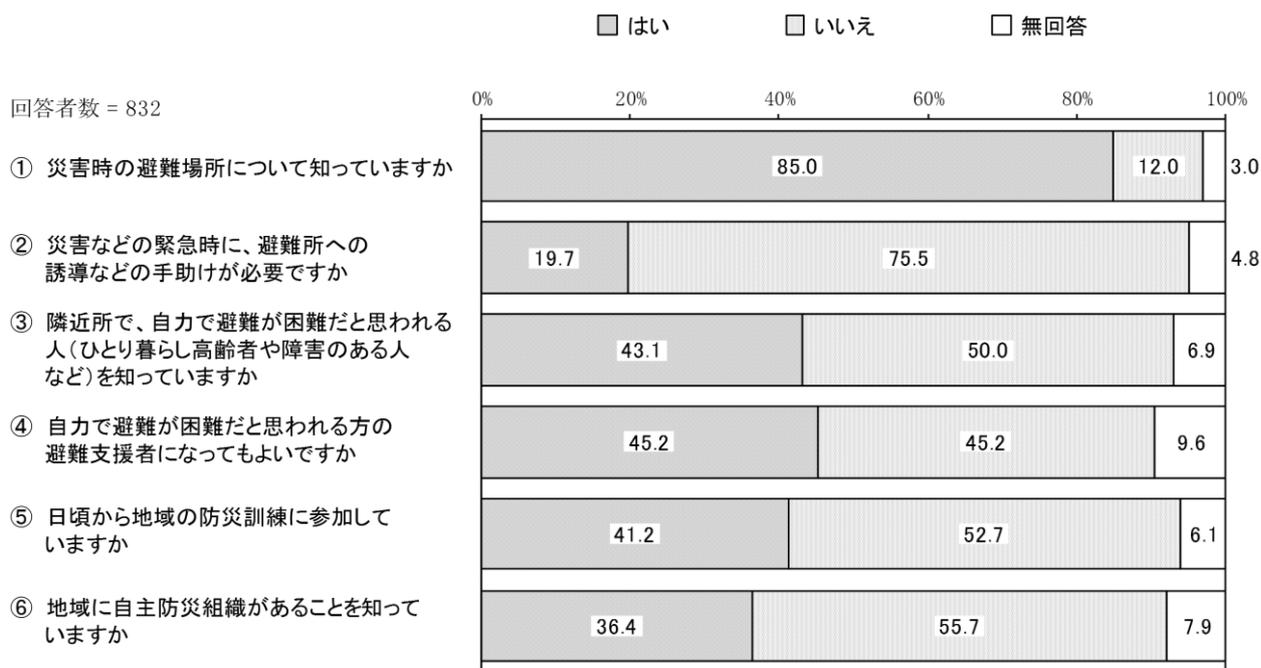


※「失業などの就労問題」「高齢者の孤立や集う場所がない」「障害者の孤立や集う場所がない」「通院などの交通手段がない」「騒音や大気汚染などの住環境の問題」は令和元年度調査から新たに追加しました。

また、令和元年度調査の「子どもの居場所が少ない」は平成25年度調査の「子どもが遊ぶ場所や住民が集う場所がない」、令和元年度調査の「日常の買い物に不便がある」は平成25年度調査の「買い物できる場所が近くにないこと」の割合となっています。

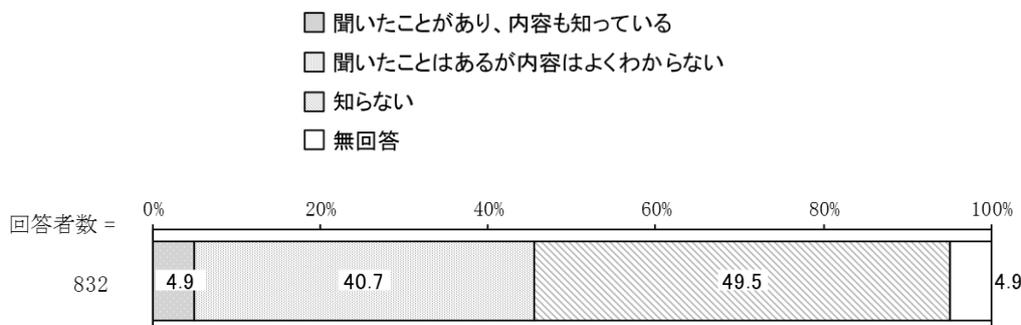
問 あなたの防災に対する日頃からの取り組みや、災害など緊急時の対応について、お聞かせください。

①災害時の避難場所について知っていますかで「はい」の割合が高く、85.0%となっています。また、②災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要ですかで「いいえ」の割合が高く75.5%となっています。



問 生活困窮者自立支援法（制度）について、どの程度知っていますか。

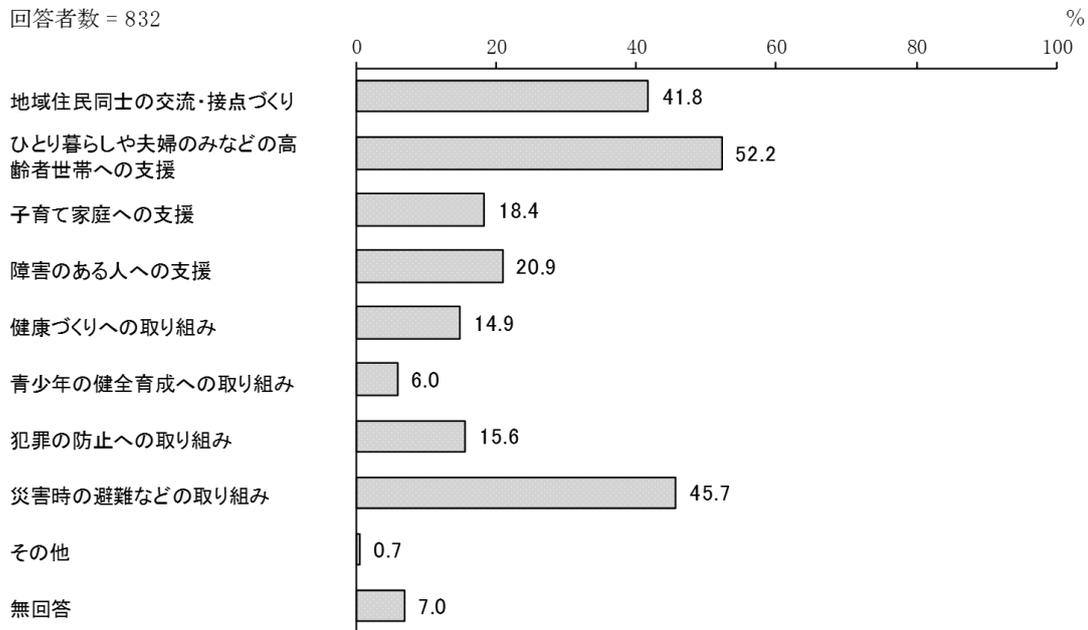
「知らない」の割合が49.5%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が40.7%となっています。



問 地域の人たちの協力が必要な取り組みは、次のどれだと思いますか。

「ひとり暮らしや夫婦のみなどの高齢者世帯への支援」の割合が52.2%と最も高く、次いで「災害時の避難などの取り組み」の割合が45.7%、「地域住民同士の交流・接点づくり」の割合が41.8%となっています。

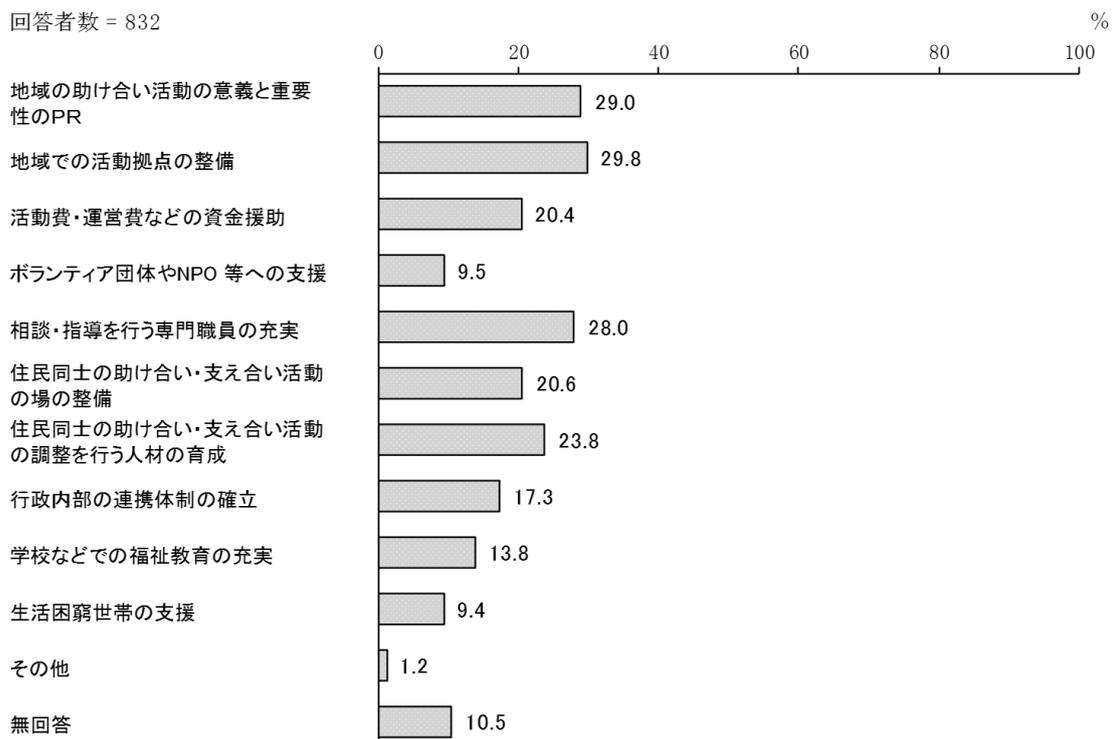
回答者数 = 832



問 あなたは、身近な地域における住民同士の助け合い、支え合いを推進していくためには、海南市はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。

「地域での活動拠点の整備」の割合が29.8%と最も高く、次いで「地域の助け合い活動の意義と重要性のPR」の割合が29.0%、「相談・指導を行う専門職員の充実」の割合が28.0%となっています。

回答者数 = 832



3 地域福祉懇談会からみる現状

地域福祉懇談会では、冒頭に統計資料及び市民アンケート調査結果からみた海南市全体と懇談会実施地域の現状を説明した後、グループに分かれ、普段の生活で困っていることや不安に思っている課題を出し合い、その課題について「自分たち（地域）でできること」を話し合いました。

以下が実施した8つの地域における懇談会の概要の報告です。

地区名	実施日	場所	参加者数
黒江・船尾・日方地区 (海南中学校区)	令和元年 10月 23日(水)	海南保健福祉センター	36人
内海・冷水・大野地区 (第三中学校区)	令和元年 10月 29日(火)	海南保健福祉センター	33人
巽地区 (巽中学校区)	令和元年 11月 4日(月)	海南市役所	13人
亀川地区 (亀川中学校区)	令和元年 11月 4日(月)	海南市役所	17人
北野上・中野上・南野上地区 (東海南中学校区)	令和元年 10月 31日(木)	海南市住民センター	35人
下津地区 (下津第一中学校区)	令和元年 10月 17日(木)	海南市民交流センター	25人
大東・塩津・大崎地区 (下津第二中学校区)	令和元年 10月 19日(土)	下津防災コミュニティセンター	32人
加茂・仁義地区 (下津第2中学校区)	令和元年 10月 19日(土)	下津防災コミュニティセンター	16人

(1) 黒江地区・船尾地区・日方地区

開催日：令和元年10月23日（水） 場所：海南保健福祉センター 参加者数：36人

地区データ	黒江・船尾地区	日方地区
人口	4,696人	4,255人
世帯数	2,272世帯	2,251世帯
年少人口割合（0～14歳）	6.6%	8.5%
生産年齢人口割合（15～64歳）	49.7%	50.6%
老年人口割合（65歳以上）	43.7%	40.9%

検討したテーマ	具体的な生活上の課題	自分たち（地域）でやってみたいこと
地域のつながり ・近所づきあい ・高齢化 ・買い物	ひとり暮らしの高齢者が多い	<ul style="list-style-type: none"> ちょっとした家事をボランティアで行う 高齢者宅の草刈り、照明交換などをボランティアが実施する
	付き合いが希薄になっている	<ul style="list-style-type: none"> 気になる家を訪問する 単身高齢者の見守りで声かけ、あいさつを行う 子どもも大人も毎日集まれる場所を作る 高齢者と若い人が一緒に集える場所をつくる
	買い物が大変(近くに商店がない)	<ul style="list-style-type: none"> 週1回の買い物ツアーを実施する
地域力を上げる	地域での交流が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 地域との交わりをもつように、公民館の利用を勧める 地域でやっている事を把握する(こども食堂など) 地域で秋祭りを開催する
	若い人がいないので共助は望めない	<ul style="list-style-type: none"> 子どものボランティア力を高めて、将来のリーダーとして育成する
少子高齢化	世代間交流ができていない	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者も参加できる地域の行事を行う 高齢者と子どもが交流できる機会をつくる
	高齢者の移動手段が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 通院時に送迎する(医療機関をまわる) 個人の車で送迎する
	事業所と地域のつながりが少ない	<ul style="list-style-type: none"> 介護問題、医療等への相談を受付ける 事業所が地域に入っていく(自治会に入る等)
地域コミュニティ	地域交流の活性化が必要	<ul style="list-style-type: none"> お祭りの参加や美化運動、清掃活動、公民館などで地域住民の集会などを開催し、連帯感を高める
	学校の取り組みが周知できていない	<ul style="list-style-type: none"> 学校を開かれた場所とし、地域の人々とふれあえる機会を増やす
	災害の時の対処がわからない	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練へ参加する 災害時のマニュアルを周知していく

検討したテーマ	具体的な生活上の課題	自分たち（地域）でやってみたいこと
社会的弱者への支援	世代交流ができていない	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が集まっているところに子どもも参加できるようにする
	集まれる場所や組織が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合う場を作る ・地区間の交流や情報交換の場を作る ・自発的な取り組みに対して支援する
	地域福祉をすすめていく仕組みづくりができていない	<ul style="list-style-type: none"> ・顔が見える範囲での支え合い活動をする ・近所での声かけやあいさつ運動をする

(2) 内海地区、冷水地区、大野地区

開催日：令和元年10月29日（火） 場所：海南保健福祉センター 参加者数：33人

地区データ	内海地区	冷水地区	大野地区
人口	4,439人	482人	5,530人
世帯数	1,871世帯	263世帯	2,429世帯
年少人口割合（0～14歳）	9.6%	2.5%	12.0%
生産年齢人口割合（15～64歳）	54.4%	47.1%	57.1%
老年人口割合（65歳以上）	36.0%	50.4%	30.9%

検討したテーマ	具体的な生活上の課題	自分たち（地域）でやってみたいこと
地域のつながり 高齢者・子供に 対して	住民同士の交流が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 近所を歩いたり、ドライブしたりして付き合いを深める 隣近所で助け合うため、買い物に行くときに声をかけあう
	交流の機会やきっかけがない	<ul style="list-style-type: none"> 交流できる場、機会を作る 中学生が地域の行事や交流活動に参加する ひとり暮らしの高齢者を近所で見守る 近所の人とあいさつや声かけをする
	地域活動に参加してくれる若い人が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 地区の消防団や防災会に入ってもらおう
交流の場づくり	異世代交流の場が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 集会等で子どもから高齢者まで、年齢を問わず茶話会をする 夏まつりで子どもたちが店を担当する 公民館行事に参加する
	近所の人と話をすることが少なくなった	<ul style="list-style-type: none"> 花作りや花壇の整備、ベンチの設置で近所の交流を増やす 周りの人のちょっとした変化に気づける環境を作る
災害対応	高齢者の津波避難が困難	<ul style="list-style-type: none"> 自分の足でしっかり歩ける体、体力づくりをする 常に高齢者、要支援者と連絡をとり、災害時の初期行動を確認する 地域でひとり住まいの高齢者の情報を共有する
	災害時の避難に不安を抱えている人が多い	<ul style="list-style-type: none"> 津波に備えて避難場所を決めているか確認する 避難経路を確認し、道の様子等を見ておく 防災訓練の参加率を上げる マニュアルの作成や防災意識を強化する 防災組織を強化する

検討したテーマ	具体的な生活上の課題	自分たち（地域）でやってみたいこと
望むまちの姿	異世代間交流の場が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・老若男女を問わず集まれる場所を作る ・盆踊り（高齢者・中高年・子ども）や町内まつり（屋台・風船・金魚・スーパーボール・軽食）で異世代交流の機会を作る ・学校の体育館や運動場を借りての交流
	地域活動に参加してくれる若い人が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のことがわかる広報や回覧チラシ等を作る ・ちょっとしたまちの情報誌を作る
	自治会活動参加するきっかけづくりが難しい	<ul style="list-style-type: none"> ・各世代から自治会（役員・委員）に選出する
子ども・高齢者への安心・安全	地域のつながりを強くする必要がある	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの見守り、声かけ、あいさつで安心安全なまちを作る ・近所でいろいろなことを話しかけたり、知っていることを情報提供する ・隣近所で助け合って生活（買い物など）する ・買い物に行く時に声をかけあう
	子育て世代の人を支援する必要がある	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に交流できる場を増やす ・未就園児に園庭を開放し、子育て世代の人が集えるようにする ・高齢者が気軽に集まれるサロンを作る

(3) 異地区

開催日：令和元年11月4日（月） 場所：海南市役所 参加者数：13人

地区データ	異地区
人口	6,343人
世帯数	2,615世帯
年少人口割合（0～14歳）	13.4%
生産年齢人口割合（15～64歳）	55.1%
老年人口割合（65歳以上）	31.5%

検討したテーマ	具体的な生活上の課題	自分たち（地域）でやってみたいこと
無関心から関心をもつ 若い世代へつなげる	行事へ参加する人が固定化されてきている	<ul style="list-style-type: none"> 親しい人に声かけを行い、PRを増やす チラシ、広告を目につきやすいところに置いて、多くの人に関心をもってもらう
	地域活動に全く無関心の人もある	<ul style="list-style-type: none"> 学生や子どもの参加するイベントを増やし、できるだけ多くの人に参加してもらう 全世代が参加できるイベント（災害訓練など） 公民館行事に中高生の参加してもらう
	若い世代がなかなか自治会に加入しない	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長の任期を見直して継続的な活動をする
	ひとり暮らしの高齢者が増えている	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者にやさしいまちづくりへの取り組みとして、声かけや送迎などをする
住民の連携不足	転入してきた人と交流しない	<ul style="list-style-type: none"> 新しく入居された人に地域の行事を知らせて参加してもらう 地域の活動をお知らせする仕組みを作る
	近所と話をする機会が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 日常の何気ないあいさつから顔見知りになる 近所の方が集まりやすい場スペースを作る 拠点として集会所を活用する 地区ごとの行事の活性化やイベントなどを多く考えていく
近所づきあいの減少	新興住宅が多くなり、疎外感が増えている	<ul style="list-style-type: none"> 昔のようにおせっかいを進んでする 困った時に気軽に相談できる場を作る 近所の方が集まりやすい場を作る
	災害時の助け合いが心配	<ul style="list-style-type: none"> とまり組、向こう三軒（小さい単位で）の組織をしっかり作る 防災をきっかけにつながりを作る 防災倉庫づくり（車イスが必要な人）で何が必要か具体的に考える

(4) 亀川地区

開催日：令和元年 11 月 4 日（月） 場所：海南市役所 参加者数：17 人

地区データ	亀川地区
人口	7,702 人
世帯数	3,101 世帯
年少人口割合（0～14 歳）	14.4%
生産年齢人口割合（15～64 歳）	59.9%
老年人口割合（65 歳以上）	25.7%

検討したテーマ	具体的な生活上の課題	自分たち（地域）でやってみたいこと
地域のつながりの希薄化	地域活動の参加が限られている	<ul style="list-style-type: none"> 地域の集まりに誘う（お祭りなど） 若い世代が参加しやすい催し事を開催する 地域の祭り、行事、イベントを紹介し、参加を呼びかける 大人数で行う行事を催す（学校単位が理想）
	子育てに不自由している世帯がある	<ul style="list-style-type: none"> 子育て広場で若いお母さんと接する
	自治会に入っていない世帯が多い	<ul style="list-style-type: none"> 自治会のメリットを説明し、加入促進する 自治会への主体参加（同じ目標を持つ）
	地域のつながりが希薄化してきている	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方々が情報共有する 高齢者と若年層の有志を募って話し合える機会をつくる
	日中独居の家庭が多くなったので近所づきあいが少ない	<ul style="list-style-type: none"> 声かけを強化する まずは笑顔であいさつし、顔を覚えてもらう 高齢者の見守りや安否確認をする
近所づきあいをどうしていくか 行事への参加が少ない	地域活動の参加が限られている	<ul style="list-style-type: none"> 新地区と旧地区の交流会を行う 地区の集まりで子どもが楽しめるような行事にする 小学校、中学校と地域の交流をもっと増やす
	防災に対する意識を高めていく必要がある	<ul style="list-style-type: none"> 学校での参観を利用して、防災の勉強会に地域の方にも参加してもらう 避難訓練の参加者を増やす
若年層の協力	地域の清掃（川、溝掃除等）が高齢者には大変	<ul style="list-style-type: none"> 川や溝掃除に中学生にも参加してもらう
	若い人が多いが接する機会が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 地域行事の周知をして参加してもらう お月見会や文化祭など、子どもたちがよく来るイベントを続けていく
	次の担い手を発掘する必要がある	<ul style="list-style-type: none"> 若年層以外の担い手の発掘（元気な年代に協力してもらう）

(5) 北野上地区、中野上地区、南野上地区

開催日：令和元年10月31日（木） 場所：海南市住民センター 参加者数：35人

地区データ	北野上地区	中野上地区	南野上地区
人口	2,431人	2,604人	1,155人
世帯数	1,108世帯	1,177世帯	558世帯
年少人口割合（0～14歳）	7.7%	9.8%	5.4%
生産年齢人口割合（15～64歳）	49.0%	53.0%	50.7%
老年人口割合（65歳以上）	43.3%	37.2%	43.9%

検討したテーマ	具体的な生活上の課題	自分たち（地域）でやってみたいこと
共助が困難	近所づきあいが減っている（高齢、若い人）	<ul style="list-style-type: none"> 班での関わりをもっと増やしていく（班会） 地域住民が互いに顔見知りになる機会を増やす 食事会やレクリエーションを通しての交流や声かけをする
	地域に対する関心が低くなっている	<ul style="list-style-type: none"> リーダー育成、世代交代を進める機会を作る
高齢化	高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯が多くなっている	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所の支援を班単位で動けるようにする 住民の方々による活動で、ゴミ出しや買い物代行などのボランティア組織を作る 隣同士の声かけやあいさつをする
	助け合い・支え合いの意識を強める	<ul style="list-style-type: none"> 地区における助け合い、支え合いなどの仕組みができれば、そのことを住民に周知する 一人ひとり、お互いが支え合いたいと思うように意識を変える
	空き家が増えて防犯上問題がある	<ul style="list-style-type: none"> 空き家をコミュニティの場として使用する 空き家周辺の掃除や除草を地域で協力して行う
地域のつながり	人が少なくなり、世代間交流する機会が少ない	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ行事（バレーボール等）を行って顔見知りになる 子どもと高齢者の昼食会 施設で生き生き健康サークルなどを行ったり、昼食会をする
	つながりを持たない高齢者が多い	<ul style="list-style-type: none"> 趣味を持って仲間とつながる グループで参加してもらう 高齢者宅を訪問（介護サービスにつなげる） 年に1回、施設と地域の会議を行う
	地域でのイベントが少ない	<ul style="list-style-type: none"> お寺でお茶会や念仏講をする 複数地区で行事（まつり等）を行う 高齢者の話を聞き取るサロンを開催する 老人クラブへの参加人数を多くする 青空子ども会（クリスマス会、お泊り会）
人口の減少	車などがないと買い物等が不便	<ul style="list-style-type: none"> 買い物に行くついでに1～2人乗せていく（車代を出す）

(6) 下津地区

開催日：令和元年10月17日（木） 場所：海南市民交流センター 参加者数：25人

地区データ	下津地区
人口	3,421人
世帯数	1,461世帯
年少人口割合（0～14歳）	7.4%
生産年齢人口割合（15～64歳）	54.3%
老年人口割合（65歳以上）	38.3%

検討したテーマ	具体的な生活上の課題	自分たち（地域）でやってみたいこと
近所づきあい	近所づきあいが少なく なり、つながりが希薄 になっている	<ul style="list-style-type: none"> 声かけとあいさつを交わす 会えばあいさつをし、つきあい難しい人を減らす 近隣の方と良好な関係、距離感を保つ 困っている人が遠慮なく相談できる関係を作る
	地域みんなが集まる 機会がない	<ul style="list-style-type: none"> サロンやサークル活動を増やす 公民館、児童館を一般開放 隣保班で会合を行う
	ひとり暮らしの高齢者 が多い	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者（災害時対応含む）をグループで見守る（手助け、避難）
地域づくり 少子高齢化（核家族化）	世代間の交流が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 伝統行事に若者や中堅が入れる新しい取り組み 古くから伝わる行事に新しい風を入れる 学童で行事に参加又は企画する 高齢者と子どもたちとのふれあいの場を作る
	高齢者の集まる機会が ない	<ul style="list-style-type: none"> シニアサークルを立ち上げる サロン活動を増やす（ひとり暮らし高齢者） 交流する場所が多くあるとよい
つながりの希薄化	近所での声かけ、寄り 添いが希薄になってい る	<ul style="list-style-type: none"> 高齢ひとり暮らしの方への声かけや近所からの声かけ、登下校の時の見守り、声かけなどで顔見知りになる 悩んでいる保護者に寄り添って話を聞いたり、気軽に相談にのれるようにする 旧小学校などを利用してつながれる場所づくりをする 住民による福祉の組織づくり（病院への送迎）
防災	弱者、高齢者の避難が 課題	<ul style="list-style-type: none"> お隣さんへの声かけや隣近所をつなぐのを強化 とにかく「にげる」ことの意識づけ（高齢者は逃げず、諦めてしまいがち） 防災訓練の参加者を増やす 集まれる場所をつくる、増やす 話しや情報共有できる場所を設定する 誘導灯（夜）や防災マップ、マイリュック（持出袋）の準備をする

(7) 大東地区、塩津地区、大崎地区

開催日：令和元年10月19日（土） 場所：下津防災コミュニティセンター 参加者数：32人

地区データ	大東地区	塩津地区	大崎地区
人口	3,354人	487人	444人
世帯数	1,411世帯	227世帯	193世帯
年少人口割合（0～14歳）	9.0%	4.3%	3.4%
生産年齢人口割合（15～64歳）	51.8%	46.2%	48.4%
老年人口割合（65歳以上）	39.2%	49.5%	48.2%

検討したテーマ	具体的な生活上の課題	自分たち（地域）でやってみたいこと
子どもの安全 社会的弱者と要支援者の理解と見守り	体の不自由な高齢者のケア（日常生活支援）	<ul style="list-style-type: none"> 見守りの強化と、徘徊の高齢者など気になる方への声かけを行う 班などグループをつくり、見守り活動をする 定期的な訪問を行う 買い物手伝い（声かけ）
	子どもの遊ぶ場所や世代間交流ができる場所が少ない	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム等で子どもとの交流をする 老人ホーム等で放課後に子どもが遊べるようにする 高齢者、障害者、子どもが交流できる場を作る
	安全ための仕組みづくりができていない	<ul style="list-style-type: none"> 不審者情報などの情報をオープンにし、警察や行政と協力関係を築く
買い物しづらい	近くに店がなく、買い物に行くのが困る	<ul style="list-style-type: none"> 買い出しの方法や移動式の売店などを考える インターネットを利用し、大きいものや重いものを頼むようにする
ひとり暮らし・安否確認	ひとり暮らしの高齢者の安否確認がしにくい	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に声かけをする（1日1回など） 月に1回は訪問し、声かけしている（応答のない時は近隣に確認） 朝起きたら玄関や目につくところにハンカチを置く
	各行事に参加が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 行事参加への呼びかけ（子どもへの呼びかけ） 行事等のある時に電話をかけて誘う
	ちょっと話ができる場所が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ベンチを置き、ちょっと腰掛けたり、話ができる場所を作る
増える高齢者・要支援者	ひとり暮らしの高齢者が多い	<ul style="list-style-type: none"> 班でひとり暮らしの方を把握できるようにする 知り合いのひとり暮らしの方には、さりげなく電話をする 災害時には安否確認をする
	ひとり暮らしの高齢者はなかなか出て来にくい	<ul style="list-style-type: none"> カラオケなど、高齢者向けの行事をする 話をしたり、情報共有できる憩いの場所を作る

(8) 加茂地区、仁義地区

開催日：令和元年10月19日（土） 場所：下津防災コミュニティセンター 参加者数：16人

地区データ	加茂地区	仁義地区
人口	2,826人	679人
世帯数	1,083世帯	276世帯
年少人口割合（0～14歳）	9.8%	5.6%
生産年齢人口割合（15～64歳）	54.6%	47.3%
老年人口割合（65歳以上）	35.6%	47.1%

検討したテーマ	具体的な生活上の課題	自分たち（地域）でやってみたいこと
地域のネットワーク	近所の人が亡くなって近所づきあいが減ってきている	<ul style="list-style-type: none"> ・地域あげてのゲートゴルフ大会（親睦を深める） ・史跡めぐり（再発見） ・カラオケ大会 ・フリーマーケット ・音楽会（若者のバンド） ・定期的なカフェ ・持ち寄りでバーベキュー
	子どもたちが少ないので、以前のようなつながりが少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、保護者、高齢者との交流会（昔あそび、年中行事） ・小学校の運動会等の行事に高齢者も参加する
	高齢者のみの家庭が増えている	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつの電話をする
地域の長所をどう活かしていくか	集まる場所が減ってきた	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくりと休める場所を作る ・いこいの場として公民館を開放する ・旧小学校を活用した活動（体操・パソコン）
	地域の行事の継続が難しくなってきた	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の良さを次世代に伝えていく ・高齢者と子どもが関われる行事を企画する
	買い物が困る	<ul style="list-style-type: none"> ・移動販売車を呼び ・乗合自動車を検討する
地域と連携したい（事業所）	地域とのつながりの作り方がわからない	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所として中学生、地域の学生の職場体験の受け入れや地域との交流（祭りの実施、ボランティアの受け入れ）をする ・地域の清掃活動へ参加する ・市の事業への参加（生き生き体操、クラブ活動）
	どのような地域ニーズがあるのかわからない	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の巡回をする（見守りを兼ねて） ・放課後の子どもの受け入れ（学童対象者以外、高学年等） ・交流イベント（カラオケ等）を実施する ・介護の講習会を実施する

4 福祉関係者ヒアリングからみる現状

(1) 調査結果

① ヒアリング実施状況

市内の高齢者関係団体、障害者関係団体、子育て関係団体、スポーツ関係団体、計12団体の協力を得て、施設等が取り組む地域福祉活動の状況についてヒアリングを実施しました。

② ヒアリング結果まとめ

(高) 高齢者関係団体、(障) 障害者関係団体、(子) 子育て関係団体 (ス) スポーツ関係団体

①地域の福祉課題として感じていること

- 職員、スタッフの確保に関すること
 - ・福祉で働く人材が少ない(高)(障)
 - ・施設スタッフの不足により、ボランティアの対応に余裕がなく、受け入れが難しくなりつつある(高)
- 高齢化に関すること
 - ・利用者や家族の高齢化による問題(高)(障)
 - ・高齢独居になる在宅障害者の増加(障)
 - ・自治会等の高齢化(高)
- 制度に関すること
 - ・制度で対応できない場合の相談場所がない(子)
 - ・福祉と医療の狭間に居る人の支援や医療的処置の必要な方の介護施設への受け入れは難しく、かつ在宅生活も困難(高)
 - ・制度上の利用制限が厳しい(高)(障)
- それ以外
 - ・共働き家庭の子どもの居場所がない(子)
 - ・発達障害への理解を広げる必要がある(障)
 - ・公共交通機関が不足している(障)

②地域と連携・協働していることや、したいと思っていること

●していること

- ・地域の農家との連携や高齢で困っている方へサポートなど（障）
- ・職業体験の受け入れ（高）
- ・ボランティア・地域住民と共同での夏祭りの実施（高）

●したいと考えていること

- ・長期休暇や制度の狭間にいる子どもたちの居場所づくり（子）
- ・地域に開かれたカフェなどをして、利用者のことをわかってもらいたい（障）
- ・畑づくりや収穫体験、買い物体験など家庭でできない体験（障）
- ・地域サロンやこども食堂への場所提供（高）
- ・事業所間での連携を深めたい（障）
- ・社会福祉協議会との連携（障）
- ・他業種との連携（子）
- ・地域との交流や協働によるスポーツツーリズムの推進（ス）

③地域と連携・協働を進めるうえで課題となること

●職員、ボランティアスタッフの確保に関すること

- ・職員だけでは体制が不足するので、助けてくれるボランティアが欲しい（障）
- ・若い職員の確保が難しい（障）
- ・ファミリーサポートセンターの提供会員や学童保育の指導員等、関わってくれる人が少なくなっている（子）
- ・活動をサポートしてくれたり、運営を担ってくれるボランティアがいない（高）
- ・支援員の不足（子）
- ・保育士の確保が難しい。またボランティアの受け入れについても余裕がないため難しい（子）
- ・職員の確保。一度離職すると戻ってくるのが難しい（子）

●地域や行政、関係機関とのつながりに関すること

- ・地域ニーズの把握が難しい（障）
- ・関係機関の顔の見える関係づくり（子）
- ・精神障害者の中には人とのつきあいや環境の変化を好まない人もおり、地域とのつながりを持つうえでその点が難しい（障）
- ・昔ながらの自治会活動が今後は難しくなっている（高）
- ・公共施設の利用方法がわかりにくかったり、地域とのネットワークがなく新しいことを始めるのが大変（高）

●それ以外のもの

- ・車やスタッフなど移動手段等の確保ができれば、もっと活動の幅を広げることができる（障）
- ・障害者理解の啓発活動が必要（障）
- ・すぐ結果が出ない中長期的な取り組みについて我が事になりにくいので、学生の時期から継続的な地域福祉活動に取り組みや、世代間で交流できる体制づくりができるかが課題（高）
- ・若い世代を対象とすると土日でのイベントとなるが、施設の確保が難しい（ス）

5 海南省の地域福祉における課題

市民アンケートや地域福祉懇談会、福祉関係者ヒアリング等をとおして見えてきた現在の海南省を取り巻く地域課題について整理しました。

課題1 地域のつながりの再構築

- 地域福祉懇談会では、近所づきあいや声かけなど、住民同士の交流が少ないと感じている意見が多くありました。また、自治会活動をはじめ、地域の活動や行事等へ参加する人が固定されてきており、継続が困難になりつつあるという意見もありました。
- 高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増え、今後の生活に不安を感じている人が増えており、地域の交流が少ない、新しく地域へ来た人の顔がわからないという意見もありました。
- 市民アンケートでは、「地域とのつながりはないと思う」人の割合が27.2%と前回より増加しています。

■取り組むべきこと

多くの人が地域で助け合える関係になるためには、まずは一人ひとりが周囲を気にかけて、見守り、気づき、声をかけ合うことが大切です。気になった人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内したりすることが重要です。

また、福祉への関心や理解を深めるため、自治会や民生委員・児童委員、公民館、老人クラブなど、地域活動の核となる組織や、福祉事業者、学校、地域団体などを巻き込んだ幅広い活動を展開していくことが必要となります。

課題2 地域の活動拠点づくり

- 地域福祉懇談会では、高齢者と若者や、地域と小・中学生が交流することができる場をつくるといった意見や、世代間交流ができるイベントなどを企画するなどの意見が出ました。空き家をコミュニティの場として使用したい、集会所や学校を借りて交流したいなどの意見もありました。
- 市民アンケートでは、身近な地域での住民同士の助け合い・支え合い活動を推進するためには「地域での活動拠点の整備」が必要という意見が29.8%で最も高い数値となっています。
- 福祉施設等のヒアリングでは、地域サロンやこども食堂などに場所を提供し、高齢者と子どもが交流できる場所をつくりたいという意見もありました。

■取り組むべきこと

気軽に集まれる場所や交流できる場所があることで、地域の世代間交流が進み、つながりの再構築につながります。地域活動には、子どもから高齢者、障害のある人など、地域の人が親しく交流できる場や機会づくりを進めていくことが必要となります。

課題3 困りごとを受け止める相談体制の充実

- 地域福祉懇談会では、生活に不安なひとり暮らしの高齢者や支援につながりにくい困りごとを抱えた人が増えているとの意見がありました。
- 市民アンケートでは、「困った時に相談する相手」は家族、親族の割合が91.3%と最も高く、隣近所の人との割合は18.6%と低い数値となっています。また、「福祉や行政に関する身近な相談体制」に対する満足・まあ満足と回答した割合は10.2%と低い数値となっています。
- 市民アンケートでは、社会福祉協議会を知っている割合は23.6%、地域包括支援センターを知っている割合は13.7%、障害者基幹相談支援センターを知っている割合は4.1%となっており、認知度が高いとは言えない状況です。

■取り組むべきこと

地域の生活課題を深刻化させないためには、困りごとを抱えた人を早期発見することが必要となります。このため、支援が必要な人への情報提供の充実や相談機関の周知、円滑に専門機関へつながる仕組みづくりが重要です。

また、専門職が地域へ出向き、身近なところで気軽に相談を受ける仕組みづくりも必要となります。

課題4 災害に備えた地域体制の構築

- 全国的に大規模な自然災害が頻発しているなか、各家庭や地域での災害への備えは十分とは言えない状況です。
- 地域福祉懇談会では、災害時の助け合いの仕組みづくりや連携など、災害時の地域の備えに対する意見が多く出ました。また、防災をきっかけとして地域住民がつながりをつくるという意見や、防災組織の強化と防災意識の向上を図るなどの意見もありました。
- 市民アンケートでは、日常生活の中での困りごととして、「災害時の避難や備えに関すること」を挙げた割合は22.4%と上位となっています。また、地域の人たちの協力が必要な取り組みとして、「災害時の避難などの取り組み」を挙げた割合は45.7%と高い数値となっています。

■取り組むべきこと

各家庭や地域において、災害への備えの充実を図るとともに、災害時に支援を必要とする人の把握と、支援体制の整備が必要となります。

また、防災訓練など、地域での防災活動の周知を図り、高齢者や障害のある人など、地域で暮らすより多くの住民の参加を促進し、災害発生時には、避難所など、地域での助け合い・支え合いの体制づくりも必要となります。

課題5 持続可能な地域づくり

- 地域福祉懇談会では、若い世代とのつながりがなく、地域の行事へもっと参加してほしい、地域の良さを次世代に伝えていくことが大切であるとの意見もありました。また、地域活動の担い手づくりのためには、身近な地域で活動参加のきっかけづくりを行うことや、気軽に参加できる企画を考えることなどが必要との意見もありました。
- 地域福祉懇談会では、歩いて行ける範囲に商店がなく、運転免許を返納すると買い物にも行けなくなるという意見や、公共の交通手段が少なく、特に高齢者の通院、買い物が不便であるという意見がありました。
- 市民アンケートでは、日常生活の中での困りごととして、「日常の買い物に不便がある」と答えた人の割合は15.8%と前回は上回っています。また、海南市において特に力を入れて取り組むべき施策について、「交通弱者（高齢者・障害者等）のための移動支援」と答えた方の割合が33.5%と上位になっています。

■取り組むべきこと

地域の中で安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、日頃から地域住民同士が支え合える関係をつくるとともに、地域の様々な活動を担う新しい担い手づくりが持続可能な地域社会づくりには必要不可欠です。

また、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者や障害のある人など、外出支援が必要な人が社会参加や様々な交流を深めることができるよう、公共交通や福祉交通など移送手段の支援について検討していく必要があります。



計画の基本的な考え方

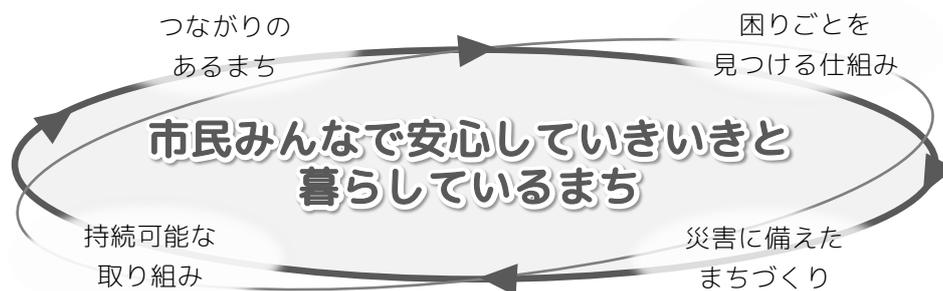
1 計画の基本理念

近年、急速な少子高齢化や住民相互の社会的なつながりが希薄となるなど、地域社会や家庭を取り巻く環境は大きく変容しており、地域における課題は複雑化・多様化しております。

これらの地域課題や新たな社会問題などの解決に取り組んでいくためには、行政及び社会福祉協議会、地域住民、関係機関等がこれらの課題を「我が事」として共有し、地域として支え合う仕組みづくりが必要です。

第2次海南市地域福祉計画では、これまでの取り組みをさらに充実・発展させるため、第1次計画で掲げた基本理念「市民みんなで安心していきいきと暮らしているまち」を踏襲しつつ、地域を取り巻く状況の変化を踏まえ、“つながり”と“支え合い”によるまちづくりの実現に向けた3つの基本目標を掲げ、取り組んでいきます。

[基本理念]



2 計画の基本目標

基本目標1 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり

近所づきあいや地域活動の参加には、福祉への関心や地域への愛着との関係がみられることから、住民同士や地域の団体との交流を支援し、助け合い、支え合う福祉意識の醸成を促進することで、地域の課題に関心を持ち、自ら参画し、解決につなげられる地域づくりを推進します。

基本目標2 市民の困りごとを受け止める総合相談体制づくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人、ひとり親家庭などが抱える課題、また、ダブルケアや生活困窮など地域における生活課題は複雑化・多様化し、複合化が指摘されています。そのため、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

基本目標3 安心・安全な支え合いのまちづくり

地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実や、災害時に備えた安心・安全な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。

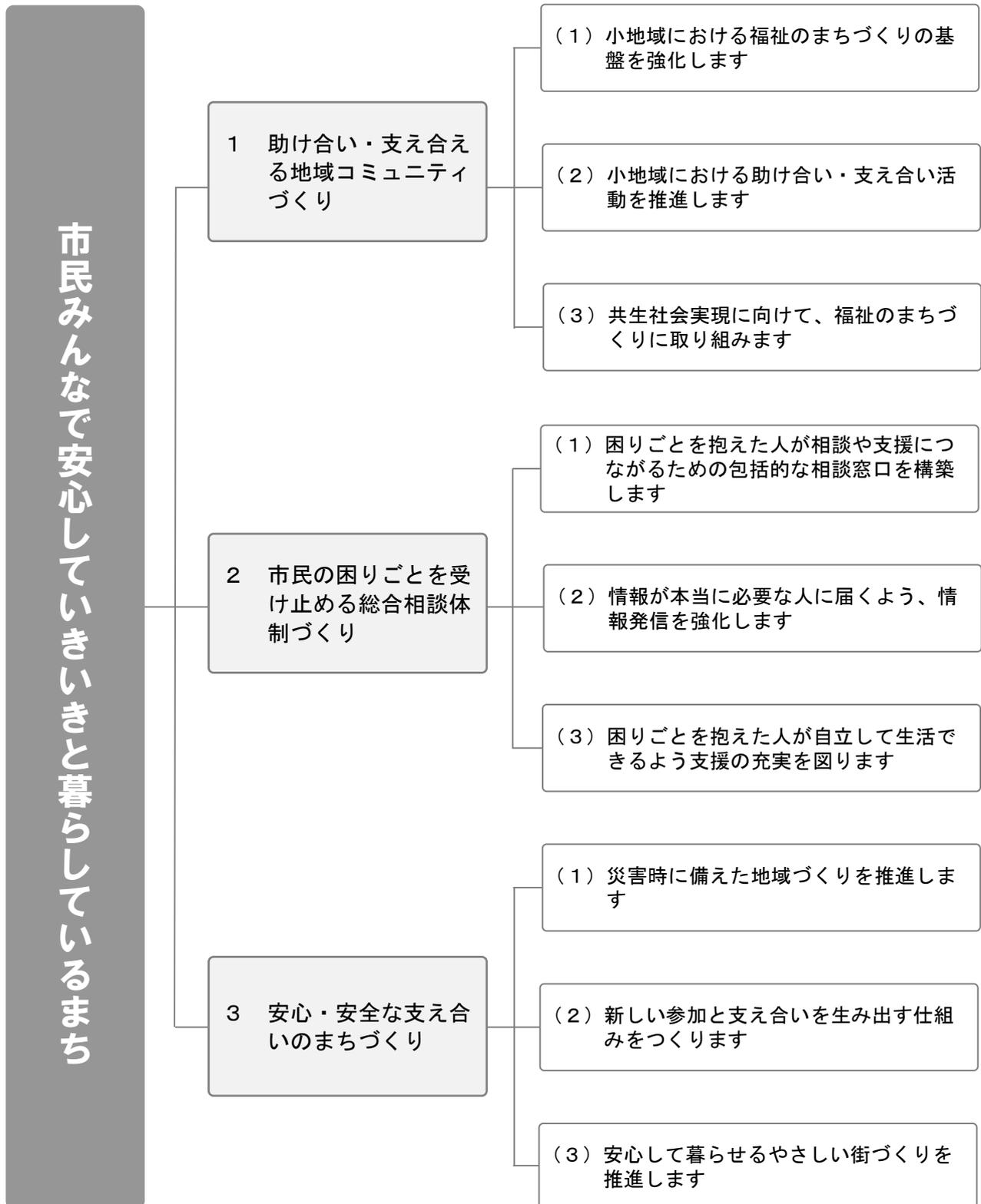


3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

第4章

施策の展開



基本目標 1 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり

基本施策 1 小地域における福祉のまちづくりの基盤を強化します

【今後の方向性】

地域福祉を進めていくうえで、「近所づきあい」「人づきあい」が地域づくりの基礎になることから、あいさつや声かけなどからはじめ、交流を通じた地域の関係づくりを進めていくことが重要です。

本施策では、小学校区程度の身近な生活範囲（小地域）を基盤にしたネットワークづくりのため、人と人とのつながりが持てるコミュニケーションの機会や場づくりと、行政、社会福祉協議会、地域の関係団体、ボランティア、福祉関係事業者等が連携して活動する仕組みづくりを行います。

地域で取り組めること

- 近所であいさつや声かけをし、地域のかかわりを増やします。
- 地域の方が集まり、団らんでできる場をつくります。
- 子どもたちが地域を知る機会や、若い世代の親子が集い、情報交換ができる場をつくります。

行政が取り組むこと

①小地域における地域活動の基盤を整備します。

小学校区程度で住民が地域福祉活動への理解を深め、参加意識を高めるため、既存の公共施設や空き家等を活用し、地域活動の拠点となる場所づくりに取り組んでいきます。

主な事業

- ・生活支援体制整備事業
- ・地域活動の拠点づくり

②地域福祉を担う人材の育成に努めます。

民生委員・児童委員をはじめ、自治会や公民館、老人クラブ等の地域の各種団体と連携し、地域福祉を担う人材の育成と、地域の核となる団体をつなぐネットワークの構築に努めます。

主な事業

- ・民生委員・児童委員活動事業
- ・地域の核となる団体をつなぐネットワークの構築

③地域福祉の中核を担う社会福祉協議会の運営を支援します。

地域福祉の中核を担う社会福祉協議会の運営を支援し、地域福祉事業が円滑に推進されるようサポートします。

主な事業

- ・社会福祉協議会補助事業

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①地域での助け合い・支えあい活動が活性化するよう基盤強化へ取り組む
主な事業：地域福祉活動支援事業（生活支援体制整備事業等）
コミュニティワーカーの配置
- ②社会福祉法人等のネットワークを構築し、地域における公益的な取り組みを推進
主な事業：社会福祉法人等との連携

【成果指標】

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
第2層協議体設置数※	3箇所	17箇所
民生委員の認知度（市民アンケート）	—	60%
専門職員（コミュニティワーカー）の配置数	0人	4人

※第2層協議体…小学校区や中学校区などの日常の生活エリアにおいて、住民同士の助け合い活動を創出・推進するための基盤となる組織のこと

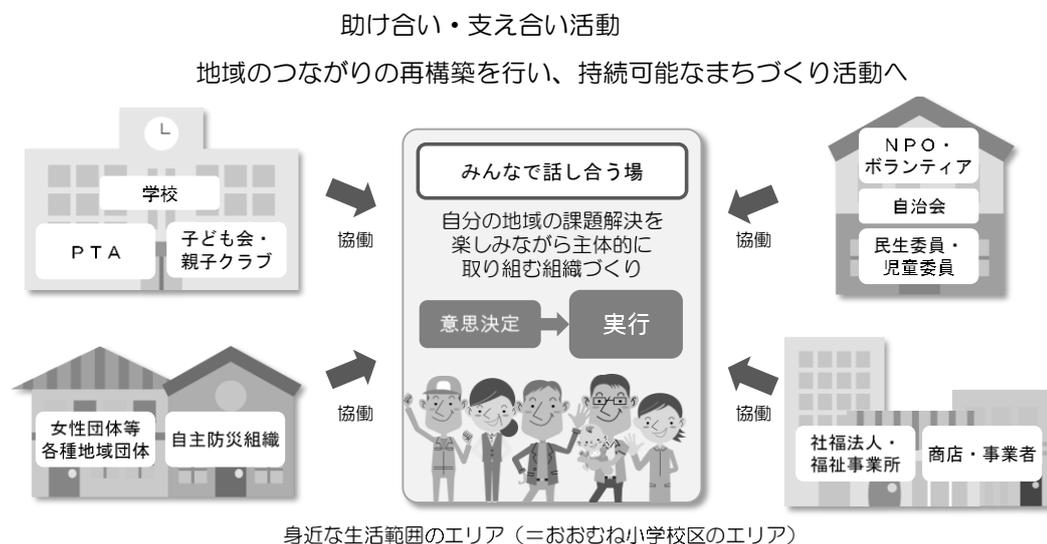
コラム

地域での助け合い・支え合い活動とは？

高齢者や障害者、子育て中の方の日常生活には、ちょっとした困りごとがたくさんあります。これらの人が社会から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域でつながりを持ち、困ったときは助け合うことができる関係づくりが大切です。

日々の生活のなかで起こるゴミ出しや庭の草取り、買い物などの困りごとを地域の皆さんで助け合ったり、身近な地域の中で高齢者や子どもを見守ったりすることが「地域での助け合い・支え合い活動」です。

地域での助け合い・支え合い活動 イメージ図



基本施策 2 小地域における助け合い・支え合い活動を推進します

【今後の方向性】

近所づきあいの希薄化などにより地域のコミュニケーションがうまく機能しなくなっていることから、地域では様々な課題を抱えています。

それらの解決のためには、住民が自分たちの地域に何が必要かを考え、公と民が力を合わせて行動する必要があります。

本施策では、行政と社会福祉協議会、関係団体などが連携を図り、小学校区程度の身近な生活範囲（小地域）での隣近所の見守りや声かけ、ちょっとしたお手伝いや世代間交流などを通して、地域のつながりの再構築を行い、住民主体の助け合い・支え合い活動が継続的に展開されるよう取り組みます。

地域で取り組めること

- 地域の祭り、行事、イベントに参加しやすいよう声かけをします。
- ひとり暮らしの気になる高齢者を近所の人たちで見守ります。
- 買い物に行くときに声をかけ合います。

行政が取り組むこと

①地域課題の早期発見のため、民生委員・児童委員の見守り活動を強化します。

地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員、地域見守り協力員と関係機関が連携し、地域の見守りネットワークを構築します。

主な事業

- ・ 民生委員・児童委員活動事業【再掲】
- ・ 地域見守り協力員事業

②行政と地域、関係団体が連携し、地域福祉課題の早期発見に努めます。

関係機関や団体と協力・連携し、認知症高齢者の見守りや児童虐待の未然防止、早期発見などに取り組みます。

主な事業

- ・ 児童虐待防止事業
- ・ 認知症サポーター養成事業

③高齢者や子ども、障害者などが身近な地域で集える居場所づくりに取り組みます。

介護予防自主活動サークルの立上げ支援や運動指導、交流会等を開催することで、高齢者が自ら積極的に活動に参加し、住民主体の通いの場がより一層充実するよう支援します。

主な事業

- ・ 地域介護予防活動支援事業

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①小地域での住民主体の助け合い・支え合い活動の展開
主な事業：地域福祉活動支援事業（生活支援体制整備事業等）【再掲】
生活支援コーディネーターの充実と質の向上
- ②身近な地域における活動拠点やつどいの場の充実
主な事業：ふれあい・いきいきサロン支援事業
- ③地域のニーズに応じた新しい助け合い・支え合い活動を支援
主な事業：地域ニーズへのボランティアの対応
子どもの居場所づくり支援（こども食堂等）

【成果指標】

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
民生委員・児童委員 訪問件数	9,337件	10,000件
認知症サポーター総数	6,520人	9,500人
介護予防自主活動グループ数	66箇所	95箇所

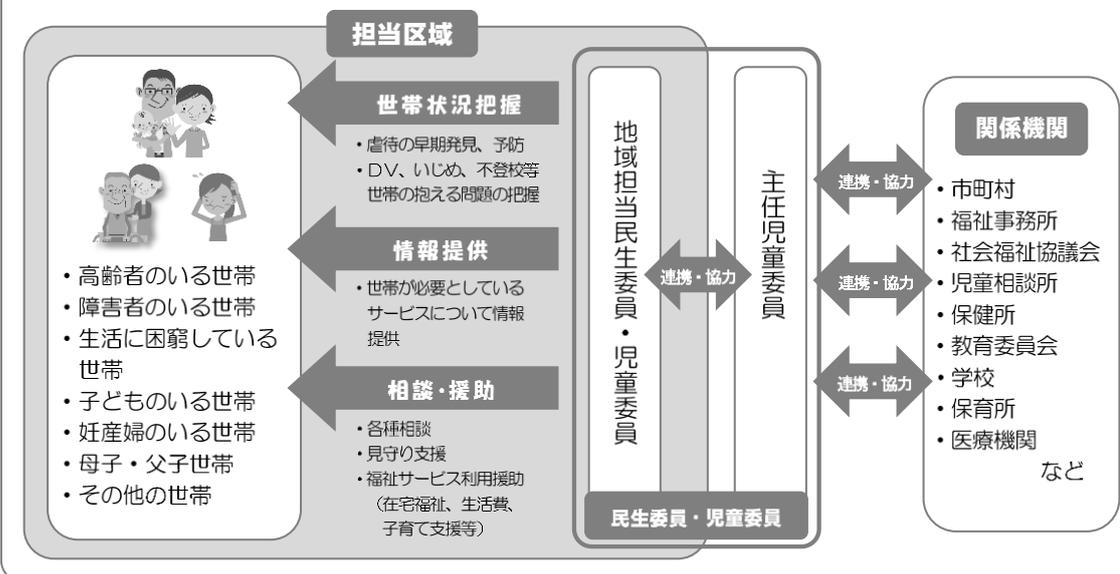
コラム

地域で活躍する民生委員

民生委員・児童委員はそれぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める存在です。

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障害のある方・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

民生委員・児童委員 イメージ



基本施策 3 共生社会実現に向けて、福祉のまちづくりに取り組みます

【今後の方向性】

地域コミュニティが希薄化し、福祉課題が複雑多様化するなかで、地域福祉活動を推進するためには、お互いを尊重し合える福祉観や人権意識の高揚が欠かせません。

本施策では、地域福祉活動を継続的に推進していくため、福祉意識の醸成を図り、障害や認知症、社会的孤立等の課題に関して、住民一人ひとりが他人事を「我が事」へと意識を変えるための働きかけを行います。

地域で取り組めること

- 高齢者、障害のある人、子どもたちが交流できる場をつくります。
- 地域で、学生や子どもたちも参加しやすいイベントを企画し、参加を促します。
- 社会福祉施設などで、子どもとの交流などを行います。

行政が取り組むこと

①一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会づくりを推進します。

市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かなふれあいのあるまちづくりのために市民と行政が一体となって人権啓発に取り組みます。

主な事業

- ・人権尊重推進事業

②障害のある人でも地域で安心して暮らし続け、社会参加ができるよう支援の充実を図ります。

障害児・者が自立した日常生活、社会生活を営むために欠かせないヘルパーの派遣や移動支援サービスを提供するとともに、社会との交流促進などを行い、地域社会で自立し、自由に社会参加を送るための支援を行います。

主な事業

- ・自立支援給付事業
- ・移動支援事業
- ・日常生活用具給付事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・障害児通所給付事業

③女性の社会進出や就労時間の多様化などに対応し、仕事と子育てを両立させる社会づくりに取り組みます。

仕事と子育てを両立させる社会づくりへの取り組みとして、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生等を放課後に預かり、児童の健全な育成をはかります。

主な事業

- ・学童保育事業

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①地域住民が福祉の意識を醸成できるよう、福祉教育活動を展開
 主な事業：福祉教育の推進
 新しい福祉教育のプログラムづくり
 職員の福祉意識の醸成
- ②地域福祉活動を推進するため、積極的に財源を確保
 主な事業：社会福祉協議会の新規会員募集
 共同募金事業
 善意銀行
 民間財源等の活用の検討
- ③多様な手段を活用し、より多くの方に情報を届けるよう情報発信力を強化
 主な事業：広報事業
 社会福祉協議会の取り組みの見える化
 職員の広報意識の向上と広報ノウハウの取得

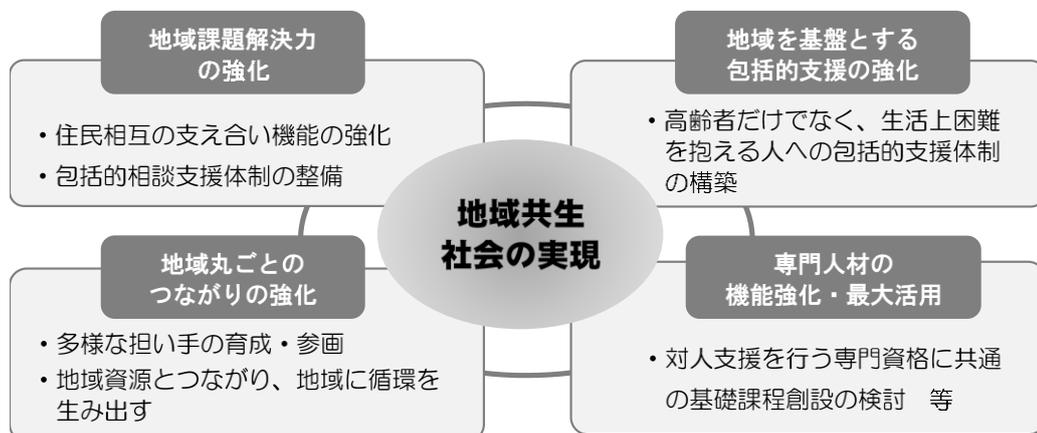
【成果指標】

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
ふれあい集会(14地区)参加者数	3,027人	3,700人
自立支援給付事業 利用者数(延べ人数)	8,148人	9,603人
障害児通所給付事業 利用者数(延べ人数)	115人	170人

コラム 地域共生社会とは？

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする生きがいのある地域を共に創っていく社会のことです。

地域共生社会 イメージ図



基本目標 2 市民の困りごとを受け止める総合相談体制づくり

基本施策 1 困りごとを抱えた人が相談や支援につながるための包括的な相談窓口を構築します

【今後の方向性】

地域には、高齢者や障害者をはじめ、様々な困りごとを抱えた人たちが住んでおり、困難な困りごとを抱えている人ほど、誰にも相談できずに一人で孤立している傾向が強いため、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりが必要です。

本施策では、困りごとを丸ごと受け止める体制の構築を行い、制度の狭間にある人や支援につながりにくい生活課題を抱えた人の早期発見と支援を行う仕組みづくりを行います。

地域で取り組めること

- 困っている人が相談しやすい地域の関係づくりを行います。
- 子育て中の方が孤立せず、気軽に交流できる雰囲気をつくります。
- 一人で悩みを抱え込まないように、関係機関に相談できるようアドバイスします。

行政が取り組むこと

①相談に幅広く対応できるよう包括的な相談窓口体制を構築します。

様々な困りごとを抱えた人が、身近なところで相談ができる体制づくりと、民生委員・児童委員や包括支援センター、障害者相談支援事業所、自立相談支援機関などの関係機関が連携・情報交換を図り、包括的な相談体制の構築を目指します。

主な事業

- ・生活困窮者自立支援事業
- ・総合相談事業（高齢者）
- ・相談支援事業（障害者）
- ・子育て世代包括支援センター事業
- ・基幹相談支援センター運営事業
- ・地域子育て支援センター運営事業

②相談を受け止め、対応する力の向上を図るため、相談に関わる人の対応力の強化を図ります。

多様化・複雑化する福祉課題に対応するにあたり、まず相談を受け止め、対応する力の向上を図るため、コーディネーション力の高い専門職の配置や、身近なところで相談を受け止める人の対応力向上を図ります。

主な事業

- ・社会福祉協議会補助事業【再掲】
- ・民生委員・児童委員への相談対応研修の充実

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①相談を受け止め、対応する力を強化
 主な事業：福祉総合相談事業
 生活困窮者自立支援事業
 コーディネーション力の高い専門職の養成と配置
 コーディネーション力の向上
- ②気軽に相談できる場をつくります
 主な事業：心配ごと相談事業

【成果指標】

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
生活困窮者自立相談支援 支援者数	99人	100人
基幹相談支援センター困難ケースへの対応 (人数)	28人	34人
社会福祉協議会 福祉総合相談担当職員の 配置人数	0人	1人

コラム

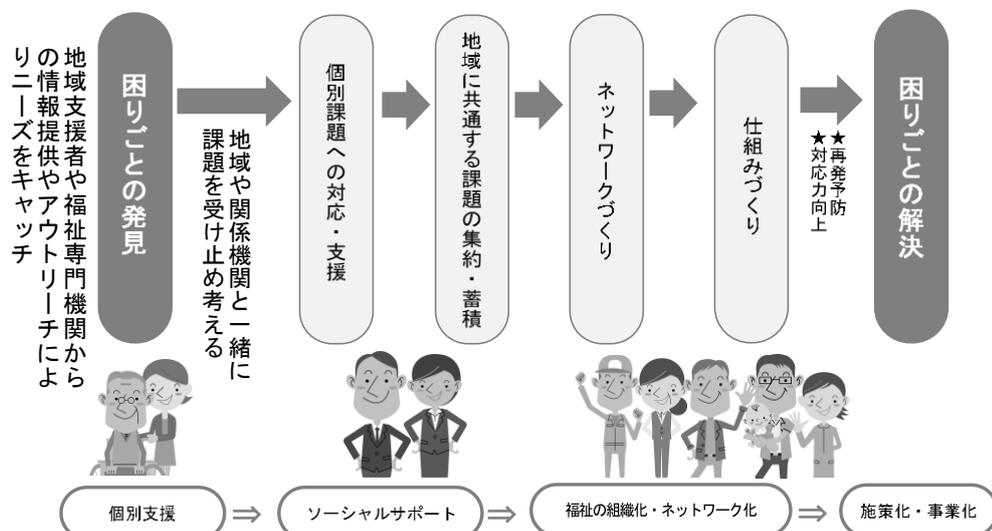
地域課題の解決に取り組む専門職

CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）とは？

CSWとは、地域住民等からの相談に応じ、福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行う専門職です。

具体的な活動内容としては、既存の法制度では支援することの困難な「制度のはざま」の問題(ゴミ屋敷、引きこもり、孤独死)など、多様化・複合化する課題に対応するため、地域の声なき声を地域課題と捉え、地域住民とともに解決に取り組めます。

CSW イメージ図



基本施策 2 情報が本当に必要な人に届くよう、情報発信を強化します

【今後の方向性】

だれもが安心して住み慣れた地域で暮らすため、福祉の様々なサービスを必要としている人がいます。そのような人たちが、適切なサービスを利用できるよう、身近で分かりやすい相談支援体制と、必要な情報を届ける仕組みが大切となります。

本施策では、困りごとを抱えた人が、どこで誰に相談したらよいか迷うことがないよう、身近にある福祉の相談窓口についての情報提供を行います。また、必要な情報を必要なタイミングで届けられるよう専門職や関係機関が地域に出向く仕組みづくりを行います。

地域で取り組めること

- 地区の行事があるときはみんなで参加できるよう誘い合います。
- 地区における助け合い・支え合いなどの仕組みを、多くの住民に知ってもらえるよう周知に努めます。
- 地区のことがわかる広報や回覧、チラシを作成します。

行政が取り組むこと

①福祉情報をわかりやすく届けます。

より見やすいホームページの作成や、複数ある相談窓口の用途を記載し、適切な相談窓口が見つからない、わからないなどの状況にならないよう、誰もがわかりやすい情報提供を行います。

主な事業

- ・わかりやすいHP・フェイスブックを使った情報発信
- ・各種相談窓口情報がわかるチラシの作成・配布

②情報が必要な人に届くよう、訪問活動等による情報発信を行います。

地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員による訪問活動や、認知症初期集中支援チームによる訪問活動、保健師等による面接・訪問指導、母子保健推進委員による訪問支援など、必要な情報を届けるためのアウトリーチの充実を図ります。

主な事業

- ・民生委員・児童委員活動事業【再掲】
- ・認知症総合支援事業
- ・保健師等による面接・訪問指導、母子保健推進委員による訪問支援

社会福祉協議会が取り組むこと

- ① きめ細やかに福祉の情報を届け、相談につながるように努める
 主な事業：情報が届かない方への情報発信の強化
 専門職によるアウトリーチ（地域に出向いたニーズ把握等）

【成果指標】

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
民生委員 相談支援件数	3,794 件	4,500 件
認知症相談件数	83 件	90 件

コラム

生活困窮者自立支援制度とは？

平成27年4月から、生活困窮者に対する支援制度（生活困窮者自立支援制度）が開始されました。

「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、様々な困難の中で生活に困窮している方に包括的な支援を行う制度です。

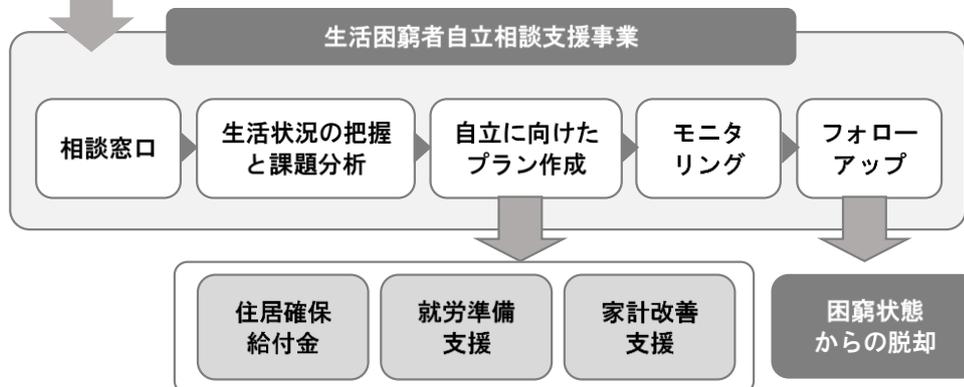
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

生活困窮者自立支援制度 イメージ図



生活困窮者

- ・食べるものや住む家がない…
- ・相談できる人がいない…
- ・借金が多くて悩んでいる…
- ・家計のやりくりで困っている…
- ・仕事が長続きしない、決まらない…
- ・家族がひきこもっている…



基本施策 3 困りごとを抱えた人が自立して生活できるよう支援の充実を図ります

【今後の方向性】

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人をサポートする福祉サービス利用援助事業や成年後見制度は利用者の増加が見込まれており、受け皿や相談支援にあたる人材が不足しているとも言われています。

また、経済的な面などで生活に困難を抱えた人や一般就労への移行が困難な人への支援など、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実も必要となります。

本施策では、そのような支援を必要としている人が、必要なサービスを受けることができ、住み慣れた地域でその人らしく生活ができるよう切れ目のないサービス体制の充実に取り組みます。

地域で取り組めること

- 困ったときに相談できる機関などを共有し、必要に応じて案内します。
- 困っている場合は訪問し、話を聞き、専門機関などにつなぎます。
- 地域でどんな人が困っているか、助けが必要か、地域で集まり話し合います。

行政が取り組むこと

①その人らしく住み慣れた地域で生活するため、成年後見制度の利用を促進します。

成年後見制度の周知と利用促進を図るとともに、後見人に対する報酬を支払うことが困難な方や、自分自身もしくは親族が成年後見申立を行うことが困難な方々が安心して成年後見制度を利用できるよう支援します。

主な事業

- ・成年後見制度利用支援事業

②困りごとを抱えた人が、地域でその人らしく生活できるよう自立に向けた支援を行います。

就労に向けたきめ細かな支援をはじめ、高齢者のみの世帯への配食サービスや緊急通報装置の貸与、不登校児童生徒に対して、集団生活への適応、基礎学力の補充、生活困窮世帯等への学習支援に努めるなど、高齢者や障害のある人、さまざまな困難を抱えた人など、すべての市民が地域社会の一員として暮らすことができるよう支援を行います。

主な事業

- ・生活保護受給者就労支援事業
- ・緊急通報装置貸与事業
- ・生活困窮世帯等への学習支援等
- ・配食サービス事業
- ・適応指導教室運営事業

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①判断能力が不十分な高齢者等の福祉サービスの適切な利用を促進
 主な事業：福祉サービス利用援助事業
- ②困りごとを抱える人への支援の充実
 主な事業：生活困窮者自立支援事業【再掲】
 資金貸付事業（生活資金）
 資金貸付事業（生活福祉資金）
 当事者サロンやグループ支援の推進

【成果指標】

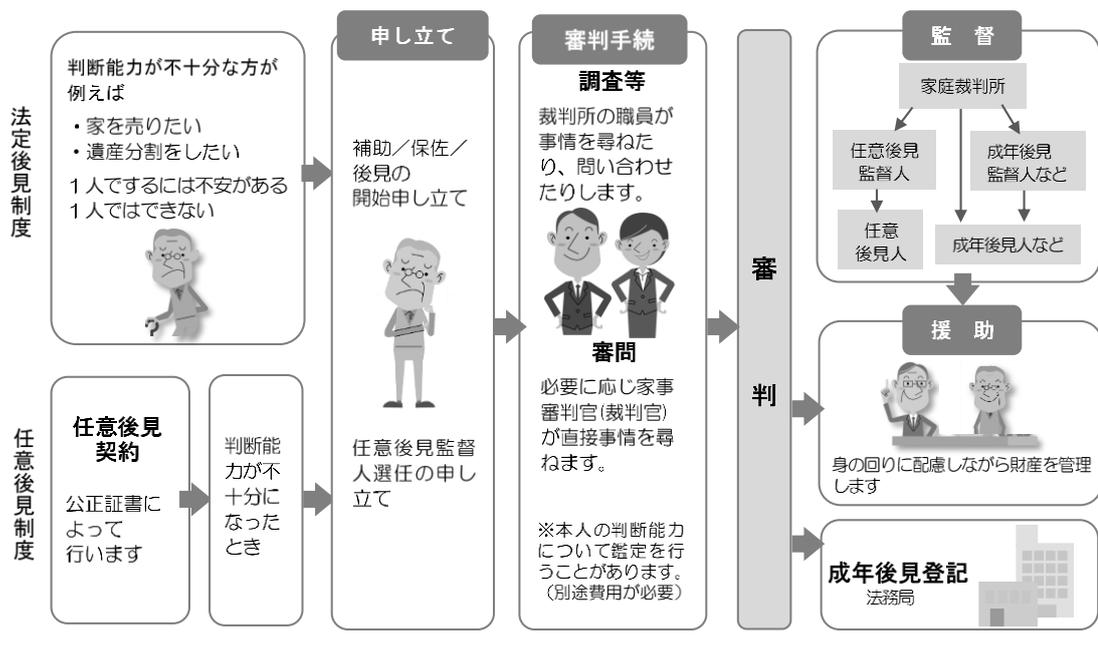
指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
成年後見人 報酬の支援利用件数	7件	10件
生活保護受給者新たに就労した人数	10人	10人

コラム 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方の権利や財産を守るための制度です。

例えば本人が、今後の暮らしのために本人所有の不動産を売りたい、福祉サービスを受けたい、遺産分割をしたい、といった場合などに、家庭裁判所に「成年後見制度」の利用を申立て、手続を行えば、家庭裁判所が選任する後見人等が、本人の身の回りに配慮しながら、本人の財産を適切に管理します。

成年後見制度 イメージ図



基本目標3 安心・安全な支え合いのまちづくり

基本施策1 災害時に備えた地域づくりを推進します

【今後の方向性】

大規模災害発生時には、公的な援助（公助）には限界があるため、自分の身は自分で守る（自助）を基本に、地域での助け合いや隣近所での助け合い（共助）によって、少しでも人的な被害を減らすことが重要です。

本市においても南海トラフ地震等の発生が懸念されており、甚大な被害が予想されることから、本施策では、災害時にも強い支え合いのまちづくりのため、平常時から地域の様々な団体等が連携・協働できる仕組みづくりや体制づくりに取り組みます。

地域で取り組めること

- 災害時に備え、地域で非常持ち出し品や避難場所を確認します。
- 地域で災害時に安否確認や安全な場所への避難の手助けを行います。
- 災害時にも、地域で支え合い、協力できるよう取り組みます。

行政が取り組むこと

①地域の防災力の向上を図り、災害時にも支え合える仕組みをつくります。

自治会、民生委員・児童委員、消防団、学校等が連携し、地域での訓練や防災教育等とおして地域の防災力の向上を図ります。

主な事業

- ・地域防災活動支援事業
- ・防災教育の充実

②地域の力を活かし、災害時にも強い体制づくりを推進します。

災害時に地域住民による助け合い活動が展開される必要があることから、自主防災組織の結成率の向上を図るとともに、避難行動要支援者の把握と地域をはじめとした、避難支援等関係者への情報提供を通じて、地域の防災意識と支え合える体制づくりを強化します。

主な事業

- ・自主防災組織育成事業
- ・避難行動要支援者台帳整備事業

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①災害時に職員が迅速かつ的確に対応できる仕組みや体制づくり
 主な事業：災害時行動計画の策定 事業継続計画（BCP）の策定
 災害時応援協定の締結
- ②災害時に円滑かつ的確に行動できるよう、実践的な訓練等を実施
 主な事業：防災対応能力向上のための職員研修及び訓練の実施
 災害ボランティア登録制度の充実
 災害ボランティア研修及び活動訓練の実施
 防災士資格取得補助制度の創設
- ③災害ボランティアセンターを設置し、被災者を支援
 主な事業：災害ボランティアセンター設置運営事業
 災害ボランティア活動の基盤強化

【成果指標】

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
自主防災組織の結成率	89.1%	100%
避難行動要支援者名簿 登録者数	2,626人	2,800人

コラム

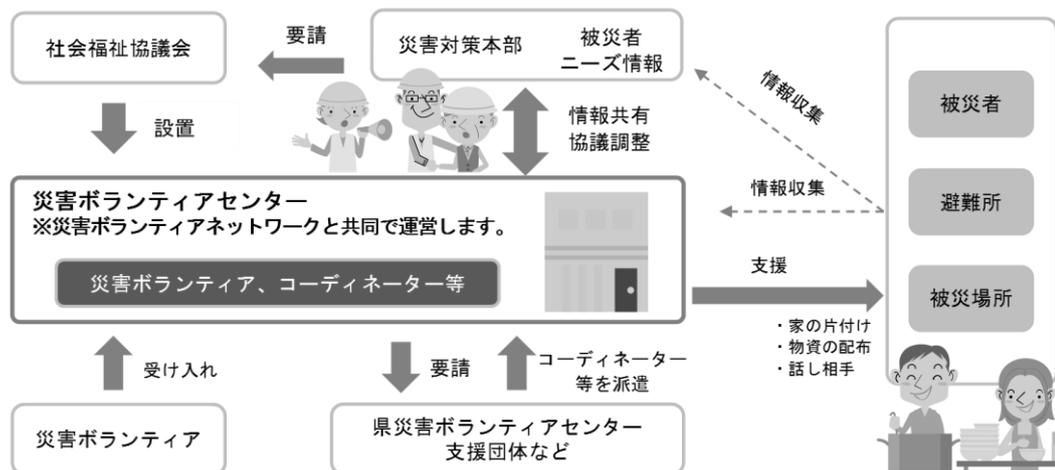
災害からの復興に必要不可欠な「災害ボランティアセンター」とは？

災害ボランティアセンターとは、災害時に被災地に設置される災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。近年では、被害の大きな災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ運営されています。

災害ボランティアセンターは、被災した地域の社会福祉協議会やボランティア活動に関わっている関係団体などと一緒に業務を行うことが一般的です。

主な役割としては、被災地でのニーズの把握、ボランティアの受け入れ、人数調整・資機材の貸し出し、活動の実施、報告・振り返りなどとなっています。

災害ボランティアセンター イメージ図



基本施策2 新しい参加と支え合いを生み出す仕組みをつくりま

【今後の方向性】

地域には、何らかのきっかけがあれば、地域活動やボランティア活動に参加したいと考えている人も多いことから、様々なきっかけづくりを行い、新たな担い手を育成していくことが重要となります。

本施策では、お互いに協力し、助け合うことのできる安心・安全な支え合いのまちづくりのため、市民活動の拠点となるボランティアセンター機能の強化に取り組むとともに、安心して地域で生活できるための仕組みづくりを行います。

地域で取り組めること

- 清掃活動などに企業や学生に参加してもらい、地域との交流の場を増やします。
- 子どもたちがボランティア活動に積極的に参加できるよう支援します。
- 地域の良さを次世代に伝え、地域活動に参加する機会を提供します。

行政が取り組むこと

①地域づくりに関わる新しい参加を促進するため、誰もが参加しやすい場づくりを進めます。

ボランティア活動のさらなる充実と、これまで参加していなかった新しい参加を得て地域の抱える課題の解決に取り組むため、社会福祉協議会へ補助金を交付し、必要な知識をもったボランティアコーディネーターの配置をはじめ、ボランティアセンターの機能強化を図ります。

主な事業

- ・ボランティア活動普及事業

②安心して子育てができる環境づくりに向けて、地域での支え合い・助け合いを支援します。

安心して子育てができる環境づくりのためには、悩み等を相談できる環境や多様化する生活スタイルに合わせた助け合いのかたちが必要となります。これまで参加していなかった新しい参加を得て、普段から「助けて」と言いあえる関係づくりを進めます。

主な事業

- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・子育て支援ネットワーク事業
- ・地域共育コミュニティ推進事業

③高齢者による社会参加を促進し、地域での支え合い・助け合い活動の充実を図ります。

高齢者が長年培ってきた豊富な知識・経験を生かして、社会参加や奉仕活動などに取り組み、明るく、活力のある超高齢社会の実現に向けた支援を行います。

主な事業

- ・シルバー人材センター支援事業
- ・老人クラブ補助事業

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①地域での課題解決の担い手として期待される新たなボランティアの発掘・育成
 主な事業：ボランティアセンター活動事業
 新しい社会貢献的ボランティアプログラムづくり

【成果指標】

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
ファミリーサポートセンター利用件数	1,104件	1,100件
シルバー人材センター 会員数	256人	294人

コラム

ボランティアセンターの働きとは？

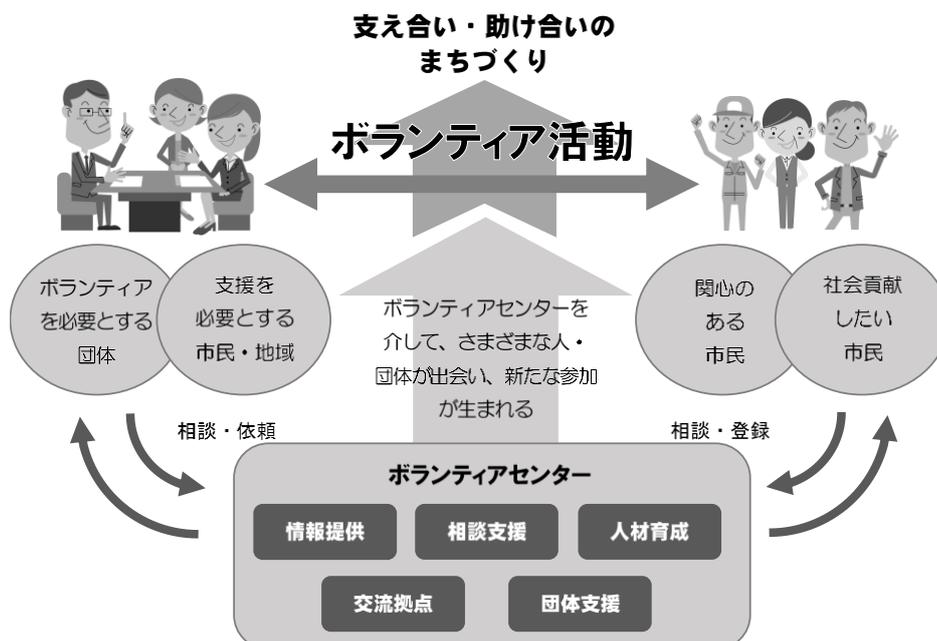
ボランティアセンターとは、「ボランティアをしたい人」や「ボランティアを必要としている人」をつなぎ、ボランティア活動を推進していく機関です。

ボランティアに関する相談、コーディネート、グループの設立支援、連絡調整や様々な情報提供を行っています。

ボランティア活動は、人間関係が希薄化している現代社会において、助け合い支え合う社会を実現するために、重要な役割を担っています。

このようなボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点としてのボランティアセンターが、社会福祉協議会などに設置されています。

ボランティアセンター イメージ図



基本施策3 安心して暮らせるやさしい街づくりを推進します

【今後の方向性】

高齢者等の消費者被害、DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待などの犯罪などを防ぐためには、高齢者や障害のある人、子育て世帯などが地域の中で孤立しないよう、地域住民や地域の関係団体、警察・消防等の関係機関との連携による見守り体制や日常から声をかけ合える顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

本施策では、地域に住む高齢者や子ども、障害のある人などが安心して暮らしていけるよう、登下校の見守りや虐待の防止、公共交通の検討、移送サービスの充実などに取り組みます。

地域で取り組めること

- ひとり暮らしの高齢者など気になる人を訪問し、隣近所で確認します。
- 認知症の方など、気になる方への声かけをします。
- 通院の送迎や買い物への支援、移動販売の誘致など、地域でできることを話し合います。

行政が取り組むこと

①移動が困難な人や外出支援が必要な人の交通・移動手段の確保に努めます。

高齢者や障害のある人など、外出支援が必要な人に対して、社会参加や様々な交流を深めることができるよう、交通・移動手段の支援を行います。

主な事業

- ・地域公共交通協議会事業
- ・福祉タクシー事業

②高齢者や障害者、子どもたちの安心・安全な生活を守るための取組を推進します。

高齢者等の消費者被害や子どもの虐待、青少年の非行や問題行動などを起きないようにするため、高齢者や障害のある人、子育て家庭などが地域の中で孤立しないよう、行政、地域、関係機関等が一体となって顔の見える関係づくりを進めていきます。

主な事業

- ・消費者保護事業
- ・地域子ども安全見守り事業
- ・青少年補導事業
- ・児童虐待防止事業
- ・高齢者の虐待防止
- ・徘徊高齢者等見守り・安心ネットワーク事業

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①認知症の方の見守りや啓発活動を実施
主な事業：認知症見守り・啓発事業
- ②小地域での地域住民主体の見守り活動を支援
主な事業：地域福祉活動支援事業（生活支援体制整備事業等）【再掲】
- ③移送サービス提供体制の検討
主な事業：移送サービス提供体制の検討

【成果指標】

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
コミュニティバス利用者数（延べ人数）	29,234人	32,000人
消費者相談件数	193件	200件

コラム

高度化かつ複雑化する悪質商法等による被害を防ぐ 「消費者相談窓口の設置」

消費者相談窓口では、商品、サービス、契約トラブルなどについての苦情・相談を受け付け、解決のための助言などを行っています。専門の相談員がトラブル解決のために支援をするところです。

また、消費生活の中でトラブルや困ったことについて相談することのできる、消費者ホットライン「188（いやや!）」の設置も行っています。





計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域で生活している市民自身です。住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、市民、行政、関係機関が協働し、身近な地域でつながりの再構築を行い、住民主体の助け合い・支え合い活動が継続的に展開されるよう取り組んでいくことが必要不可欠です。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係団体、関係機関、事業者が地域福祉の重要な担い手となる必要があります。

計画を推進するにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働していくことが重要となります。

(1) 地域における推進体制

地域福祉の推進のためには、地域コミュニティの形成と支援が重要です。自治会等の地縁組織への加入を促進することで、その地域で暮らす市民の積極的な参画を図るとともに、民生委員・児童委員をはじめとする各種団体等とも連携を強め、地域全体が一体となって、地域福祉活動を推進していくことが必要であり、その体制づくりに市としても積極的な支援を行います。

(2) 市民、ボランティア、NPOの役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。自ら暮らす地域への関心を持ち、地域で起こっている様々な問題を解決していくための方策を自ら考え、話し合うとともに、日常的に地域の行事や、福祉活動に参加することが求められています。

ボランティアやNPOは、それぞれが連携しながら、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化する福祉需要に対応することが求められています。

(3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な存在として、地域の見守りを行うとともに、地域住民が抱える課題の相談窓口や、問題解決に向けた各種専門との連携など、地域の人々が自立して暮らすための取り組みを行っていることから、地域福祉の担い手としての役割が期待されています。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置づけられています。

計画推進において、地域福祉の中核を担う存在である社会福祉協議会が中心となり、地域福祉活動への市民参加の促進をはじめ、社会福祉関係団体の先導役、市民や関係団体・関係機関と行政との間の調整役を担うことが求められています。

また、地域福祉を目的とした民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉計画と連携しながら、計画の推進を図ることが期待されています。

(5) 事業者の役割

事業者は、福祉サービス等の提供者として、市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護、サービスの自己評価・第三者評価、情報提供、そして地域社会との積極的な交流に努めることが求められます。

また、企業の立場では、地域社会の一員として、その社会的責任を果たすことが期待されています。

具体的には、就業機会の拡充のほか、地域でのボランティア活動等への取り組みや、企業の所有する資産、技術、人材等を地域社会に還元することなどが求められます。

(6) 行政の役割

これまで市が中心となって取り組んできた福祉サービスの提供は、今後も、実態やニーズに即して着実に推進することが求められます。

また、今後の地域福祉の円滑な推進には、市民及び事業者、地域団体、ボランティアグループ、NPO等による主体的、積極的な取り組みが重視されます。

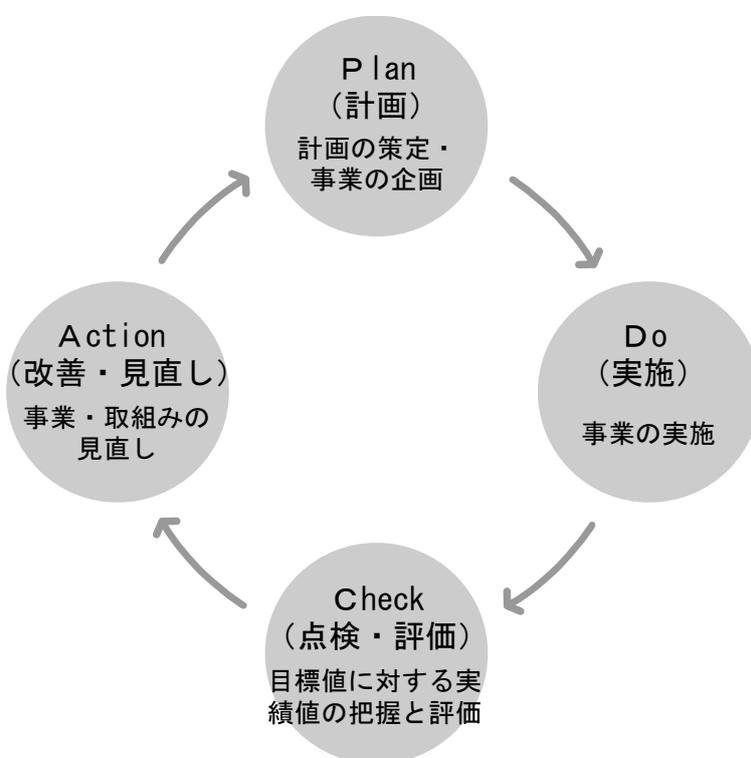
市民等が主体的に地域福祉活動に参加できるよう、地域づくり・まちづくりをはじめとする多様な参加機会や情報の提供をはじめ、必要な支援を行います。

さらに、これらの団体等との協働・連携体制づくりに取り組み、これからの地域福祉の担い手である関係者とのネットワークの構築を図ります。

2 計画の管理と評価

本計画は、基本理念に基づき市民と行政等が協働して取り組むべきものです。そこで、事業の実施状況を精査するとともに、学識経験者や市内の関係団体等で構成される「海南省地域福祉推進検討会」において意見を求めることで、本計画策定後も、計画の進捗状況の管理を行います。

進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組みます。





参考資料

1 事業一覧

基本目標 1 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり

番号	基本施策	主な事業名	主な事業の内容
1-(1)	小地域における福祉のまちづくりの基盤を強化します	生活支援体制整備事業	医療や介護、各種生活支援サービスを担う事業主体と連携し、小学校区程度の小地域での多様な日常生活上の支援体制の充実・強化（及び高齢者の社会参加の推進）を図る。
		地域活動の拠点づくり【新規】	地域福祉活動を継続的に推進していくため、公共施設の有効活用や、空き家・空き室等を整備・活用し、持続可能な活動拠点の確保に向けて取り組む。
		民生委員・児童委員活動事業	民生委員・児童委員協議会に対し活動費を支援し、民生委員・児童委員同士による情報交換や情報提供の充実が図られるよう支援する。
		地域の核となる団体をつなぐネットワーク構築【新規】	住民主体の地域福祉活動を継続的に推進していくため、地域コミュニティの中核となる自治会や公民館、老人クラブ、民生委員等の地域団体によるネットワークが構築されるよう支援を行う。
		社会福祉協議会補助事業	地域福祉の中核的役割を担う海南市社会福祉協議会に補助金を交付し、ふれあいいきいきサロンやボランティア活動などの各種地域福祉事業が円滑に推進されるよう支援する。
1-(2)	小地域における助け合い・支え合い活動を推進します	民生委員・児童委員活動事業【再掲】	孤独死や生活困窮、ひきこもりなど、地域課題が複雑化するなかで、重篤化させずに解決に取り組んでいくため、身近な相談相手である民生委員・児童委員による「地域の気になる人」への訪問活動を行う。
		地域見守り協力員事業	地域の間関係が希薄化する中で、民生委員・児童委員等と連携・協力し、単身世帯の高齢者等に対して日常生活の中でさりげない見守りや声かけなどを行う。
		児童虐待防止事業	子どもの人権を守り、子どもが適切な養育を受けられるよう、関係機関や団体と協力・連携し、相談事業等を通じて児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
		認知症サポーター養成事業	認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人に対し、効果的な支援が行われる体制の構築を図るとともに、地域において認知症の人や家族を支える見守り体制の構築を推進する。
		地域介護予防活動支援事業	介護予防に資する住民主体の通いの場を充実させ、高齢者が自ら活動に参加し、参加者や通いの場が継続的に拡大するよう取り組む。

番号	基本施策	主な事業名	主な事業の内容
1-(3)	共生社会実現に向けて、福祉のまちづくりに取り組みます	人権尊重推進事業	市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かなふれあいのあるまちづくりのために市民と行政が一体となって人権啓発に取り組む。
		自立支援給付事業	ホームヘルパーの派遣等の日常生活に必要な介護にまつわる支援の提供や、就労等の社会生活に必要なスキルを身に着ける訓練の提供により、障害者の地域での生活や社会参加を支援する。
		移動支援事業 ※地域生活支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出及び余暇活動等の社会参加のため、介護者（ヘルパー）による移動支援を行なうことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る。
		日常生活用具給付事業 ※地域生活支援事業	障害児・者に対し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、ストーマ装具、紙おむつ、痰吸引器具などの日常生活用具を給付する。
		地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センター施設であるピア下津に補助金の交付を行い、その活動を支援する。
		障害児通所給付事業	療育の必要性が認められた未就学児童を対象にした児童発達支援や、就学後18歳未満の児童を対象にした放課後等デイサービスなどの給付を行い、子どもへの発達支援やその家族に対する支援を行う。
		学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生等を放課後に預かり、適切な遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。

基本目標 2 市民の困りごとを受け止める総合相談体制づくり

番号	基本施策	主な事業名	主な事業の内容
2-(1)	困りごとを抱えた人が相談や支援につながるための包括的な相談窓口体制を構築します	生活困窮者自立支援事業	経済的自立や日常生活自立、社会生活自立など、本人の状態に応じた自立を支援するとともに、生活困窮者の早期把握、働く場や参加する場を広げていくなどの生活困窮者支援を行う。
		基幹相談支援センター運営事業	障害児者が身近なところでいつでも気軽に相談できる相談支援事業所の中核的な拠点として、相談支援専門員を2名配置し、総合的な相談支援体制の整備・充実に努める。
		相談支援事業 ※地域生活支援事業	障害者及び障害児やその家族などからの相談に応じ、必要な情報を提供するとともに、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活を営むことができるように支援する。
		地域子育て支援センター運営事業	就学前までの子どもとその保護者を対象に、育児不安等についての相談及び支援、また自由に利用できる交流の場の提供など、地域の子育て世帯に対する育児支援を行う。
		子育て世代包括支援センター事業	妊娠・出産・子育ての相談に応じて支援プランの設定や、保健医療等の関係機関との連絡調整、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。

番号	基本施策	主な事業名	主な事業の内容
2-(1)	困りごとを抱えた人が相談や支援につながるための包括的な相談窓口体制を構築します	総合相談事業 ※介護保険事業	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、関係者とネットワークを構築するとともに、高齢者の相談をうけ、適切な関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。
		社会福祉協議会補助事業【再掲】	地域福祉の中核的役割を担う海南市社会福祉協議会に補助金を交付し、複雑化する福祉の相談を受け止め、解決へとつなげるための専門職員（コミュニティソーシャルワーカー）の配置に取り組む。
		民生委員・児童委員への相談対応研修の充実	孤独死やひきこもりなど、地域課題が重層化・複雑化するなかで、地域課題を重篤化させずに解決に取り組んでいくため、民生委員・児童委員として必要な知識を身に着けるための研修会を開催する。
2-(2)	情報が本当に必要な人に届くよう、情報発信を強化します	わかりやすいHP・フェイスブックを使った情報発信	市報やホームページ等を通じて各種制度の情報や、地域福祉に関する取り組みを紹介し、市民が福祉のことを身近に感じ、学べる機会を提供することで、福祉意識の醸成を図る。
		各種相談窓口情報がわかるチラシの作成・配布【新規】	各種相談窓口の情報や福祉情報を載せたチラシを作成し、公共施設へ置くとともに、関係機関と連携し、多くの情報を必要な人に様々な方法で届ける。
		民生委員・児童委員活動事業【再掲】	孤独死やひきこもりなど、地域課題が重層化・複雑化するなかで、支援が必要な人への情報提供や支援機関へのつなぎを行うとともに、民生委員、行政、社協の3者が連携した相談体制を構築する。
		認知症総合支援事業	認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人に対し、効果的な支援が行われる体制の構築を図るとともに、地域において認知症の人や家族を支える見守り体制の構築を推進する。
		保健師等による面接・訪問指導、母子保健推進委員による訪問支援	乳幼児の異常の早期発見に加え、養育者の不安や悩みを聞き、助言することで育児不安の軽減を図る。また、産後うつ等の早期発見・早期対応に繋げる。
2-(3)	困りごとを抱えた人が自立して生活できるよう支援の充実を図ります	成年後見制度利用支援事業	後見人に対する報酬を支払うことが困難な方や、自分自身もしくは親族が成年後見申立を行うことが困難な方々が安心して成年後見制度を利用できるよう、必要な支援を行う。
		生活保護受給者就労支援事業	被保護世帯のうち、稼働能力があり自立が見込める者に対し、就労支援員による就労に関する必要な情報の提供、相談及び助言を行うことによって、被保護者の就労の促進を図る。
		配食サービス事業	食事の調理が困難な高齢者等に、配食サービスを行うことで、食生活の改善及び健康増進を図り、併せて安否の確認を行う。
		緊急通報装置貸与事業	高齢者等が、発作、急病、事故のとき、緊急通報装置を使用できるようにすることで、緊急時における不安感を解消し、安心できる生活を確保する。
		適応指導教室運営事業	心理的、情緒的な原因などによる不登校児童生徒への対応として、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充などの相談及び学習指導を通して、学校生活への復帰も含め、社会的な自立に向けた支援を行う。

番号	基本施策	主な事業名	主な事業の内容
2-(3)	困りごとを抱えた人が自立して生活できるよう支援の充実を図ります	生活困窮世帯等への学習支援等【新規】	経済的に困窮している世帯の子どもを中心に、個々の学力に合わせた学習支援等を行うとともに、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みを行う。

基本目標3 安心・安全な支え合いのまちづくり

番号	基本施策	主な事業名	主な事業の内容
3-(1)	災害時に備えた地域づくりを推進します。	地域防災活動支援事業	災害に対し、地域の関係者が複数回の研修を受講し、災害に対する知識の向上を図るとともに、地域での連携を確立しながら、当該災害種別に応じた訓練を計画・実行し、検証することで、地域防災力の向上を図る。
		防災教育の充実	小・中学校や幼稚園・保育所、生きがい教室等において、防災意識の向上と災害に対する正しい知識を身に付けるため、地域住民一人ひとりが災害から命を守る行動についての学習機会の充実を図る。
		自主防災組織育成事業	災害時に地域住民による共助による救助や応急対応が可能となるよう、自主防災組織の結成率の向上を図るほか、地域での住民による自発的な訓練や研修会等の防災活動を支援する。
		避難行動要支援者台帳整備事業	災害時における避難行動要支援者の把握と、平常時より避難支援等関係者への情報提供を通じて、自助、共助、公助の意識の推進に役立てること、並びに地域における見守り活動にも活用する。
3-(2)	新しい参加と支え合いを生み出す仕組みをつくります	ボランティア普及事業	地域活動の担い手として期待されている、社会貢献や地域づくりへ関心を持つ人を育成・確保する仕組みを作るため、地域福祉の中核的役割を担う海南市社会福祉協議会に対し補助金を交付する。
		ファミリーサポートセンター事業	子どもの預かり等の支援を受けたい人と支援を行いたい人をマッチングし、子どもを持つ保護者が仕事と育児を両立して安心して子育てができる環境づくりに取り組む。
		子育て支援ネットワーク事業	乳幼児（就園前の概ね0歳から3歳まで）とその保護者を対象に、互いの交流を通して、子育てについて学習したり、子育て中の保護者同士が相談し合える場を提供する。
		地域共育コミュニティ推進事業	学校、家庭、地域が一体となって、子供も大人も共に育ち、育て合うことができる地域社会を目指すことを目的に、地域の方々のそれぞれの経験を活用し、子供たちの豊かな学習活動を支援する。
		シルバー人材センター支援事業	高齢者が長年培ってきた豊富な知識・経験を生かし、社会参加の促進と福祉の増進に資するため、社団法人海南市シルバー人材センターに対して補助金を交付する。
		老人クラブ補助事業	高齢化率の上昇に伴い、高齢者の心身の健康保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く高齢者が自主的かつ積極的に参加できるよう、老人クラブ活動を推進する。

番号	基本施策	主な事業名	主な事業の内容
3-(3)	安心して暮らせるやさしいまちづくりを推進します	地域公共交通協議会事業	公共交通空白地に居住する、移動手段を持たない高齢者や障害者などが通院や買い物などの日常生活を送る際の移動手段としてコミュニティバスを運行し、持続可能な地域公共交通体系の構築や維持に取り組む。
		福祉タクシー事業	重度の障害者の社会参加の促進を図るため、移動手段となるタクシー利用料金の初乗り運賃相当を助成〔タクシーチケット1冊(12枚綴)〕し、障害者の外出支援を行う。
		地域子ども安全見守り事業	子供が安心して登下校できるよう、ボランティアで見守り活動を行っていただいている方々の活動をサポートするとともに、学校と家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子供の安全を見守る環境づくりを進める。
		青少年補導事業	青少年の非行防止、問題行動の早期発見と指導を目的として、駅前でのあいさつ運動や登下校時の青色回転灯装備車によるパトロールなど、各地域での青少年健全育成・補導事業等を実施する。
		児童虐待防止事業【再掲】	子どもの人権を守り、子どもが適切な養育を受けられるよう、関係機関や団体と協力・連携し、相談事業等を通じて児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
		高齢者の虐待防止	高齢者虐待の防止のため、家庭内における高齢者への正しい理解や介護知識の周知を図るとともに、虐待の早期発見や被虐待高齢者の保護等を推進するため、民生委員や自治会、事業所、医療機関、警察等とネットワークの構築を図る。
		消費者保護事業	日常生活の中で契約により生じたトラブルに悩む市民に対して相談事業を実施し、安心して暮らすことが出来る生活を確保・支援するとともに、被害に遭わないために、様々な消費生活講座・出前講座を実施する。
		徘徊高齢者等見守り・安心ネットワーク事業	認知症になっても安心して暮らせるための一環として、徘徊高齢者の早期発見に向けた見守り体制を構築する。

2 アンケート調査結果

問 あなたの性別は、どちらですか。

「男性」の割合が45.8%、「女性」の割合が52.8%となっています。

全 体	男 性	女 性	無回答
832	381	439	12
(100.0)	(45.8)	(52.8)	(1.4)

※上段：実数、下段：割合

問 あなたの年齢は、何歳ですか。

「70歳代」の割合が22.6%と最も高く、次いで「60歳代」の割合が20.7%、「50歳代」の割合が15.3%となっています。

全 体	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答
832	6	53	78	95	127	172	188	108	5
(100.0)	(0.7)	(6.4)	(9.4)	(11.4)	(15.3)	(20.7)	(22.6)	(13.0)	(0.6)

※上段：実数、下段：割合

問 あなたのお住まいの地区はどこですか。

「巽地区」の割合が11.4%と最も高く、次いで「亀川地区」の割合が10.5%となっています。

全 体	黒江・船尾地区	日方地区	内海地区	冷水地区	大野地区	巽地区	亀川地区	北野上地区
832	79	71	52	9	77	95	87	36
(100.0)	(9.5)	(8.5)	(6.3)	(1.1)	(9.3)	(11.4)	(10.5)	(4.3)

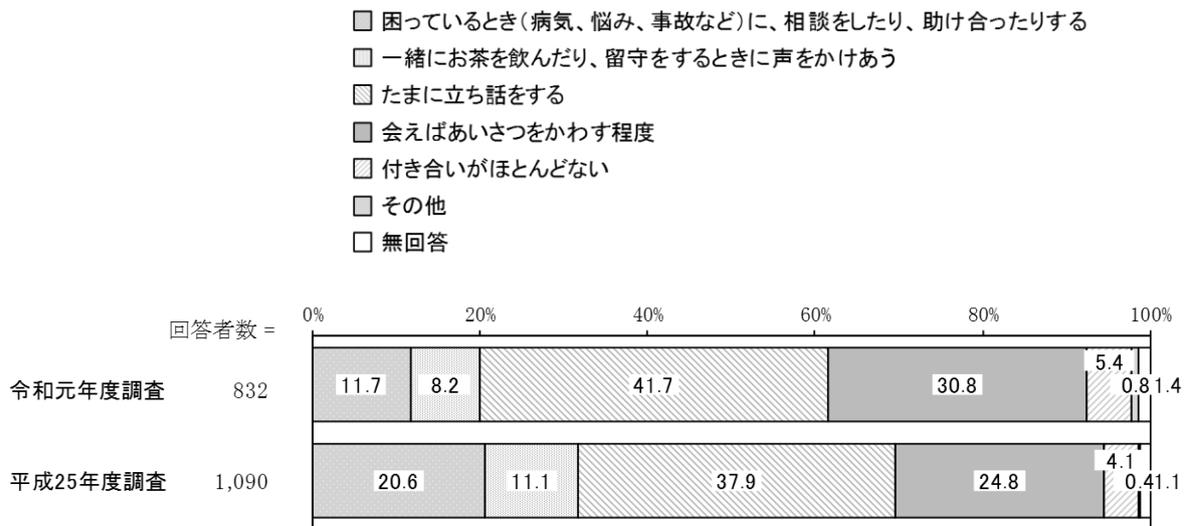
中野上地区	南野上地区	下津地区	大崎地区	大東地区	塩津地区	加茂地区	仁義地区	無回答
50	27	75	21	55	14	49	25	10
(6.0)	(3.2)	(9.0)	(2.5)	(6.6)	(1.7)	(5.9)	(3.0)	(1.2)

※上段：実数、下段：割合

問 あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。

「たまに立ち話をする」の割合が41.7%と最も高く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」の割合が30.8%、「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりする」の割合が11.7%となっています。

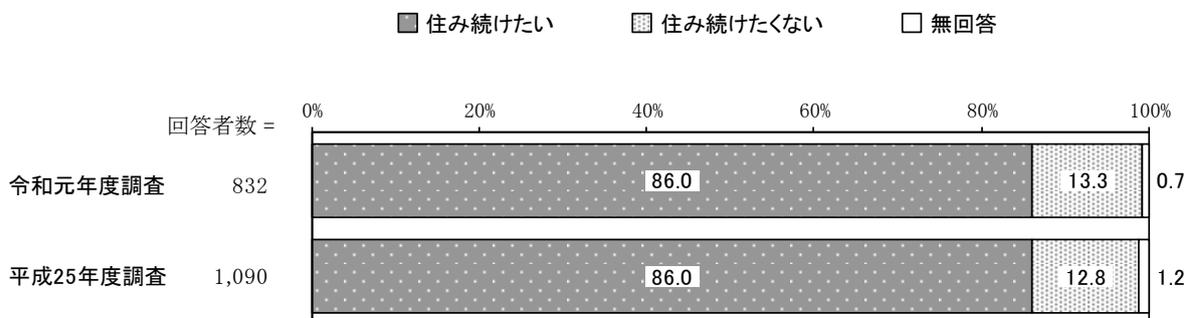
平成25年度調査と比較すると、「会えばあいさつをかわす程度」の割合が増加しています。一方、「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりする」の割合が減少しています。



問 あなたは、これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思いますか。

「住み続けたい」の割合が86.0%、「住み続けたくない」の割合が13.3%となっています。

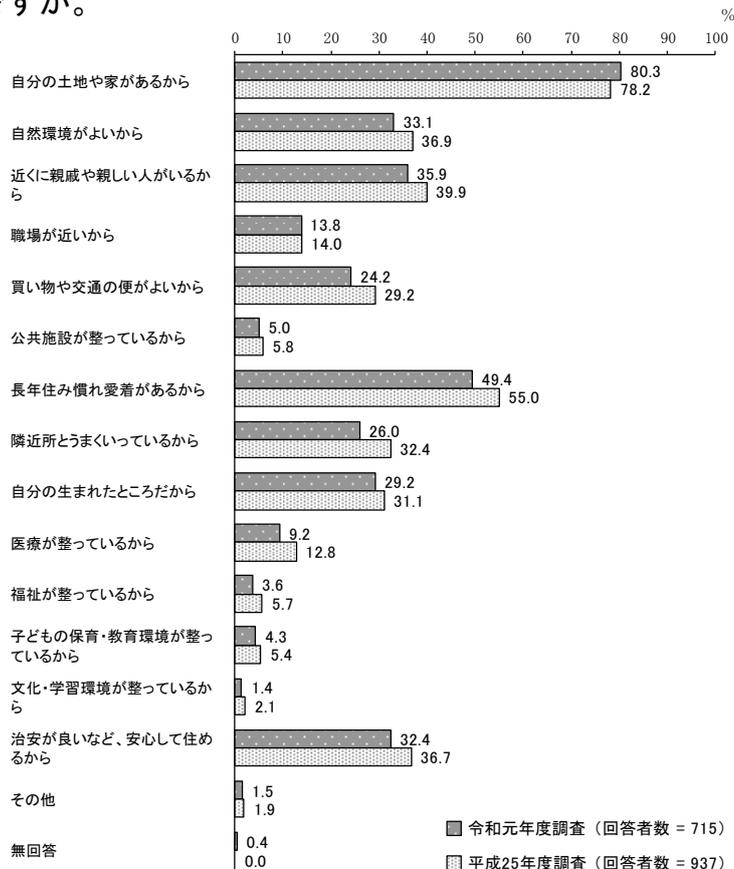
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



問 住み続けたいと思うのはなぜですか。

「自分の土地や家があるから」の割合が80.3%と最も高く、次いで「長年住み慣れ愛着があるから」の割合が49.4%、「近くに親戚や親しい人がいるから」の割合が35.9%となっています。

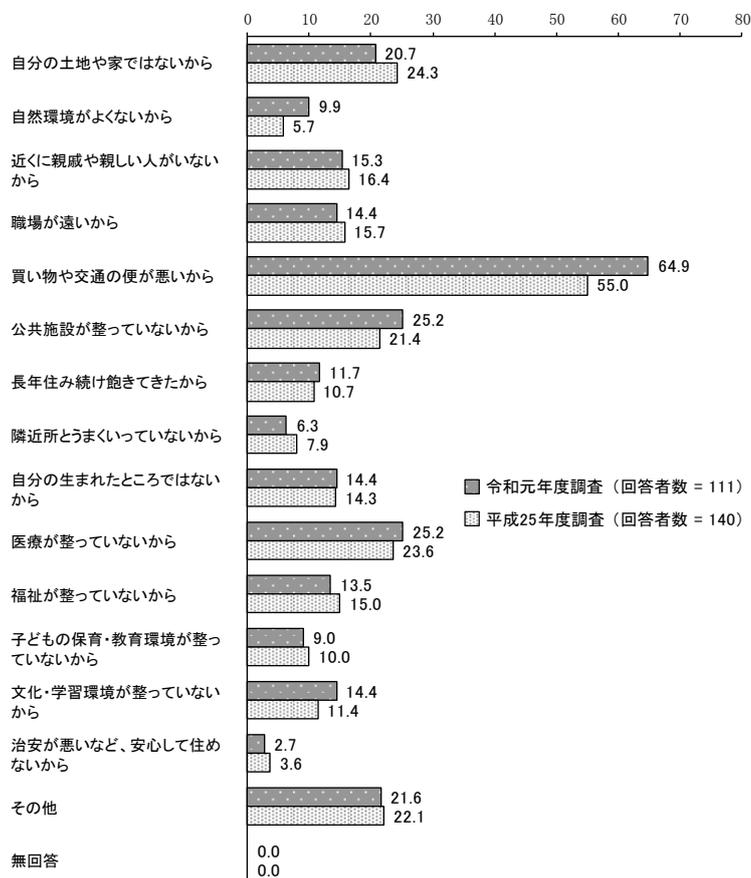
平成25年度調査と比較すると、「長年住み慣れ愛着があるから」「隣近所とうまくいっているから」の割合が減少しています。



問 住み続けたくないと思うのはなぜですか。

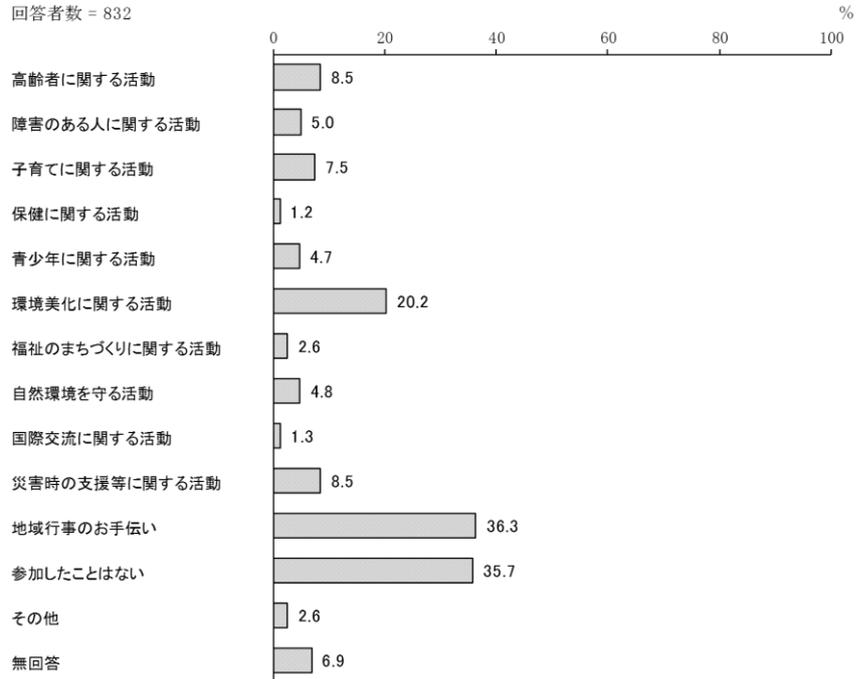
「買い物や交通の便が悪いから」の割合が64.9%と最も高く、次いで「公共施設が整っていないから」、「医療が整っていないから」の割合が25.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「買い物や交通の便が悪いから」の割合が増加しています。



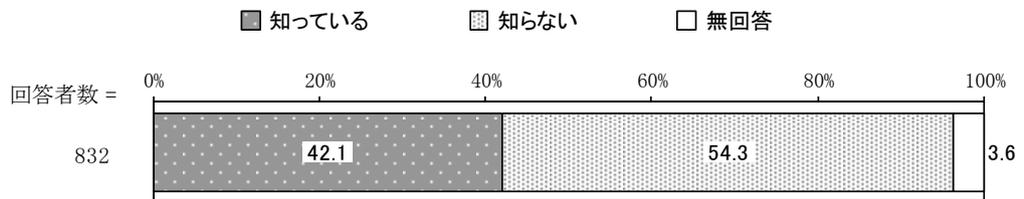
問 あなたは、今までにどのようなボランティア活動やNPO活動に参加したことがありますか。

「地域行事のお手伝い」の割合が36.3%と最も高く、次いで「参加したことはない」の割合が35.7%、「環境美化に関する活動」の割合が20.2%となっています。



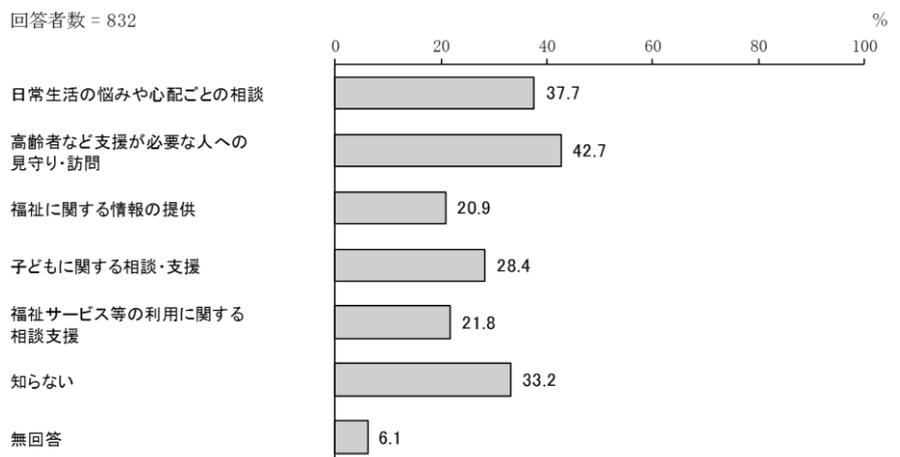
問 あなたが住んでいる地区の担当民生委員・児童委員をご存知ですか。

「知っている」の割合が42.1%、「知らない」の割合が54.3%となっています。



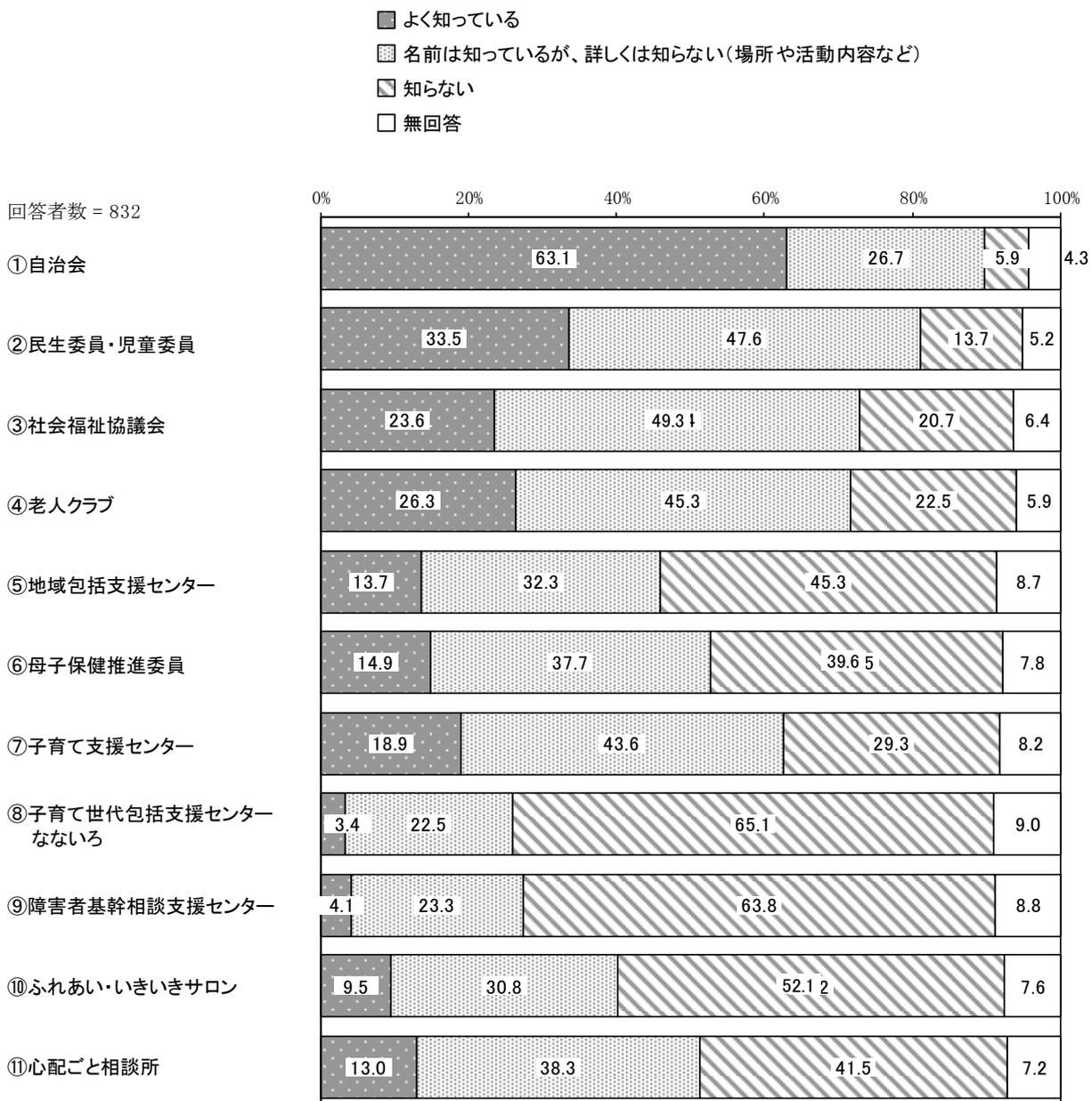
問 民生委員・児童委員が行う活動内容をご存知ですか。

「高齢者など支援が必要な人への見守り・訪問」の割合が42.7%と最も高く、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」の割合が37.7%、「知らない」の割合が33.2%となっています。



問 海南市には下記のような団体や機関、施設がありますが、ご存知ですか。

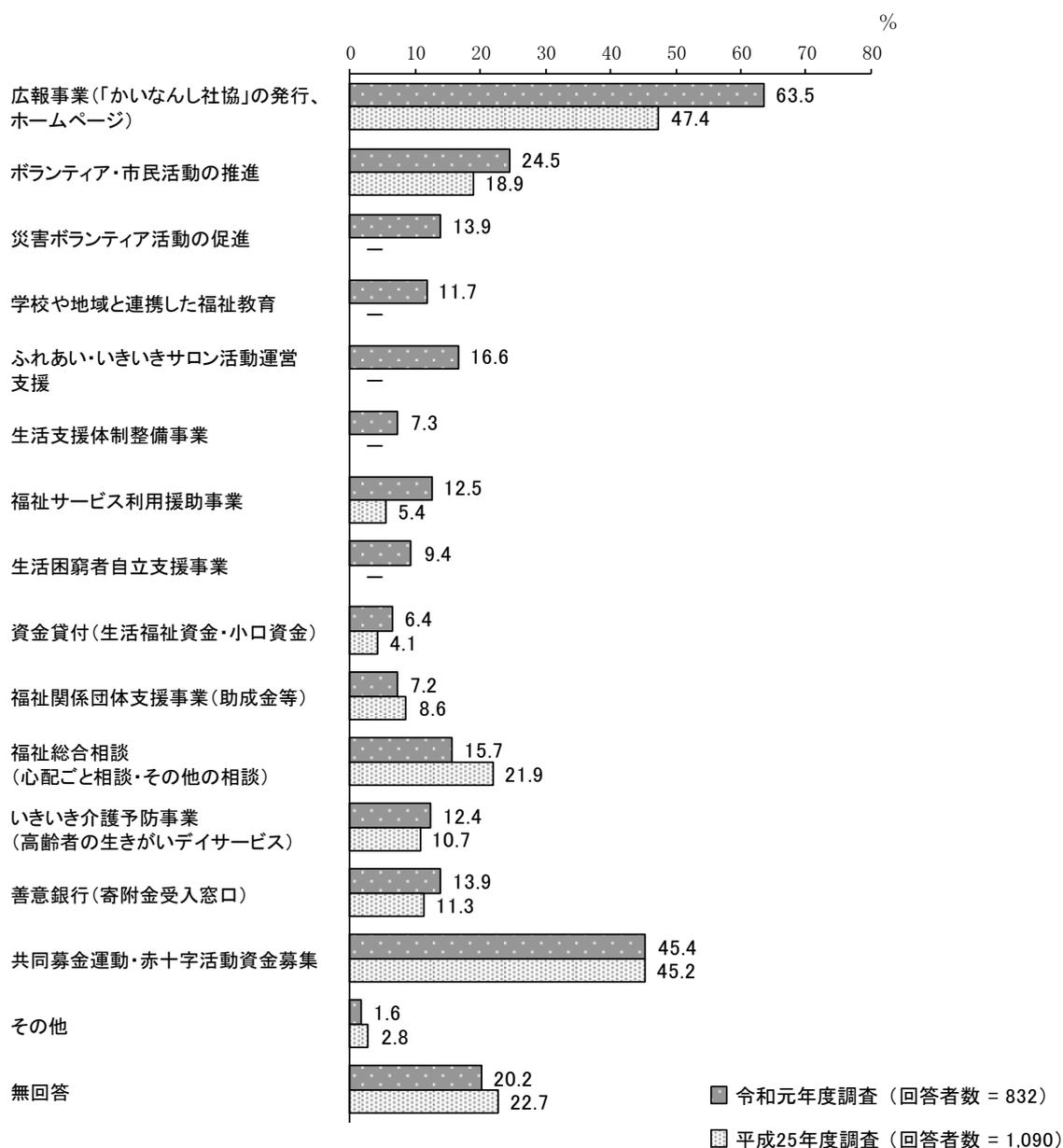
①自治会で「よく知っている」の割合が高く、63.1%となっています。一方、⑧子育て世代包括支援センター ないろ、⑨障害者基幹相談支援センターで「知らない」の割合が高く、6割を超えています。



問 社会福祉協議会が行っている事業や活動について、あなたをご存知のものを
お聞かせください。

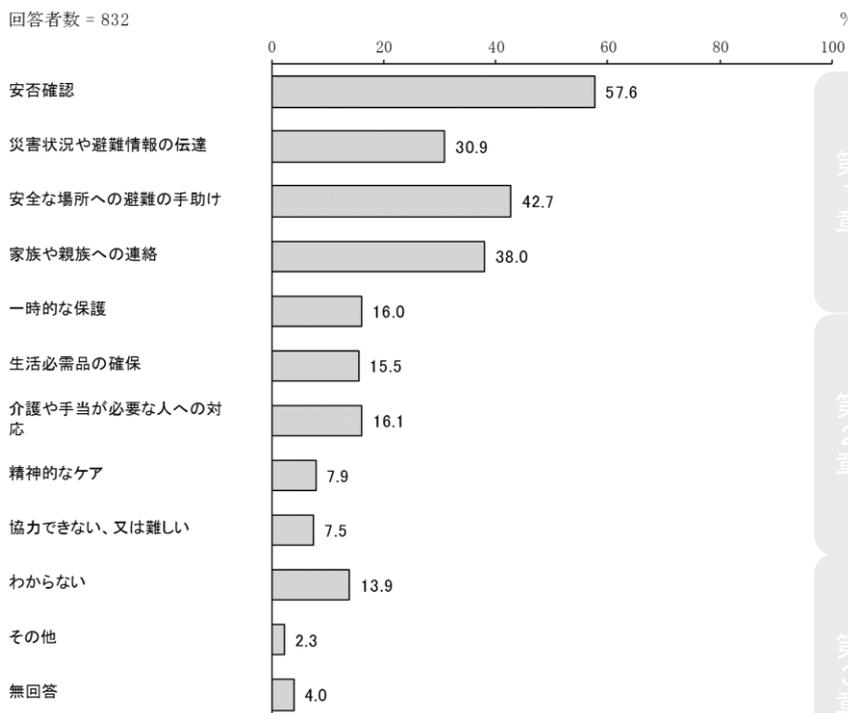
「広報事業（「かいなんし社協」の発行、ホームページ）」の割合が63.5%と最も高く、次いで「共同募金運動・赤十字活動資金募集」の割合が45.4%、「ボランティア・市民活動の推進」の割合が24.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「広報事業（「かいなんし社協」の発行、ホームページ）」「ボランティア・市民活動の推進」「福祉サービス利用援助事業（判断能力が低下された方への日常的金銭管理等のお手伝い）」の割合が増加しています。一方、「福祉総合相談（心配ごと相談・その他の相談）」の割合が減少しています。



問 大地震などの災害が起こった時に、あなたは家族以外の災害時に支援が必要な方のためにどのような助け合いや協力ができますか。

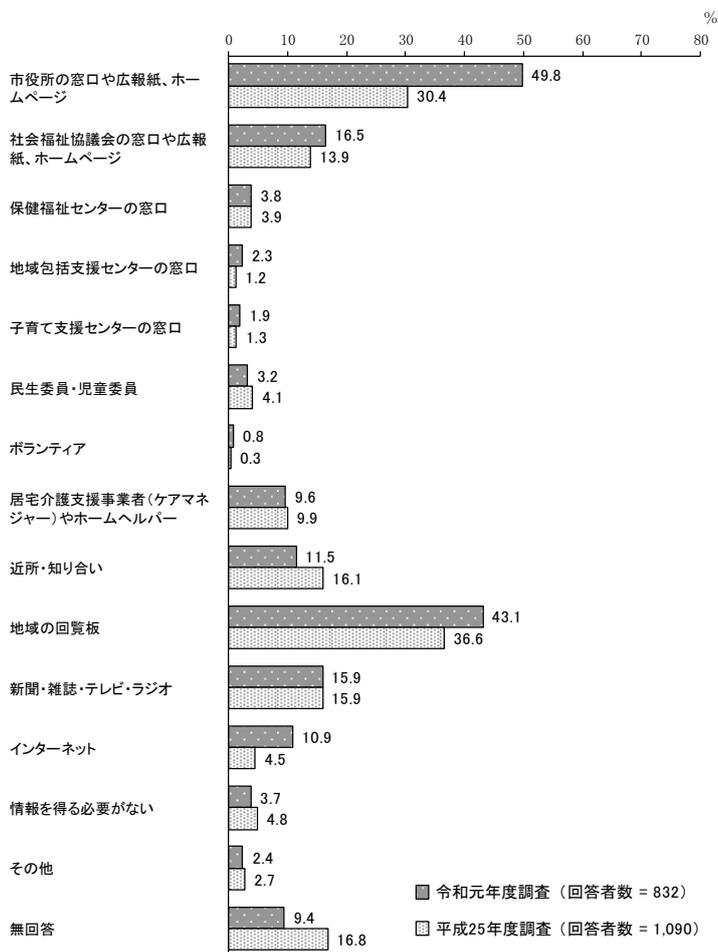
「安否確認」の割合が57.6%と最も高く、次いで「安全な場所への避難の手助け」の割合が42.7%、「家族や親族への連絡」の割合が38.0%となっています。



問 あなたは、「福祉サービス」に関する情報をどこから入手していますか。

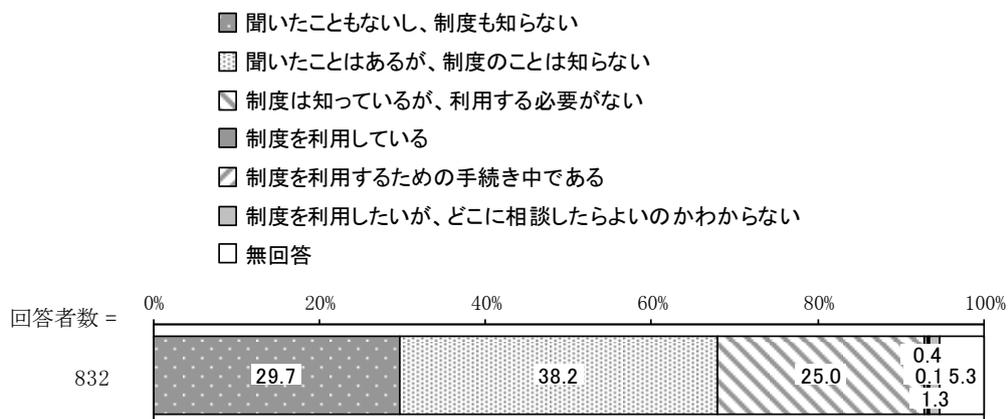
「市役所の窓口や広報紙、ホームページ」の割合が49.8%と最も高く、次いで「地域の回覧板」の割合が43.1%、「社会福祉協議会の窓口や広報紙、ホームページ」の割合が16.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「市役所の窓口や広報紙、ホームページ」「地域の回覧板」「インターネット」の割合が増加しています。



問 成年後見制度についてご存じですか。

「聞いたことはあるが、制度のことは知らない」の割合が38.2%と最も高く、次いで「聞いたこともないし、制度も知らない」の割合が29.7%、「制度は知っているが、利用する必要がない」の割合が25.0%となっています。



3 策定経過

年月日	内容等
令和元年5月10日	第1回 計画策定検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨と策定方針について ・今後のスケジュールについて ・前回のアンケート状況について
令和元年6月6日	第2回 計画策定検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査票（案）の検討について ・地域福祉に関する小・中学生アンケート（案）について ・地域福祉懇談会の開催（案）について
令和元年 6月17日～8月31日	地域福祉に関する小・中学生アンケート調査の実施
令和元年 6月26日～7月16日	地域福祉に関するアンケート調査の実施
令和元年9月6日	第3回 計画策定検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果を踏まえた課題分析について ・計画骨子案について ・今後の流れ（地域福祉懇談会、福祉関係者ヒアリング等について）
令和元年 10月7日～10月11日	福祉関係者ヒアリングの実施
令和元年 10月17日～11月4日	地域福祉懇談会の実施
令和元年12月19日	第4回 計画策定検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉懇談会の結果報告について ・福祉関係者ヒアリングの結果について ・計画（素案）について ・パブリックコメントについて
令和2年 1月7日～2月4日	パブリックコメントの実施
令和2年2月21日	第5回 計画策定検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施結果の報告 ・計画（概要版）について ・計画（最終案）について

4 海南市地域福祉計画策定検討会要綱

1. 目的

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく海南市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、市長が主催する検討会を開催する。

2. 名称

この検討会の名称は、海南市地域福祉計画策定検討会（以下「検討会」という。）とする。

3. 検討内容

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に必要な事項

4. 構成員

別表に掲げる者のうちから 15 人以内をもって構成する。

5. 運営

- (1) 検討会は、市長が主催の会議とする。
- (2) 検討会に座長を置き、市長が指名するものとする。
- (3) 座長は、検討会を招集する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長を代行する者を指名することができる。
- (5) 座長は、必要な者に会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (6) その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

6. スケジュール

検討会は、5回開催する予定とし、平成 32 年 3 月 31 日をもって終了するものとする。

7. 事務局

検討会に関する事務は、くらし部社会福祉課が行う。

8. 附則

- (1) この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) この告示は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 4 関係）

	種別
1	学識経験者
2	一般公募者
3	保健、医療及び福祉の関係者
4	社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表者
5	その他市長が必要と認める者

5 海南市地域福祉計画策定検討会構成員名簿

(順不同 敬称略)

	種 別	選出団体等	構成員氏名
1	学識経験者	和歌山大学 経済学部 准教授	金川 めぐみ (座長)
2	一般公募	一般公募委員	中西 奈津子
3		一般公募委員	入江 寛子
4	保健、医療又は福祉施設等の関係者	海南市医師会	藤木 嘉明
5		海南保健所	秦野 美智代
6		和歌山県社会福祉士会	玉置 薫
7	社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表	海南市社会福祉協議会	濱井 兵甲
8		海南市自治会連絡協議会	島津 英継
9		海南市民生委員児童委員協議会	妻木 茂
10		海南市老人クラブ連合会	下津 喜久男
11		海南市身体障害者連盟	谷本 忠信
12		海南市女性団体連絡協議会	岩崎 伊佐子
13		海南市ボランティア連絡協議会	倉方 弥生
14		海南市公民館連絡協議会	馬場 一博
15	その他市長が必要と認める者	海南市くらし部長	瀬野 耕平

6 用語説明

【あ 行】

移送サービス

福祉有償運送、運転ボランティア、通院介助サービス、福祉車両貸出など、自力での移動が困難な高齢者や障害者（児）などに対して行う外出支援サービスのこと。

NPO

Non Profit Organizationの略称。NPOは、「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われている。

【か 行】

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。

協働

自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力、連携すること。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を推計した数字。15歳から49歳までの女性に限定し、その年の各年齢の出生率を足し合わせたもの。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

【さ 行】

災害ボランティアセンター

災害時に被災地のボランティア活動を行うための拠点。被災した地域の社会福祉協議会や行政、NPO・NGO、地域住民等が協働して担うことが多く、主な役割は、被災地での被災者の困りごとの把握、ボランティアの受け入れや調整、被災者の支援活動などを行う。

サロン活動

高齢者や障害者、子育て家庭などが地域の中で孤立した生活を送ることがないように、地域の身近な場所で、いつでも誰でも気軽に集え、出会いや仲間づくり、交流、情報交換などを目的とした住民主体の活動。

自主防災組織

災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等がある。

生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行を受け、平成27年度から全国で実施されている。生活に困りごとや不安を抱えている人に寄り添いながら、自立に向けた支援を行うことを目的に、支援員が具体的な支援プランの作成を行う自立相談支援事業や、家計の状況を見える化し、家計収支の改善を図る家計改善支援事業などを行う。

生活困窮者

経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人や、経済的困窮に限らず障害や精神疾患、ひきこもり、家族関係の問題など何らかの理由により社会から孤立し生きづらさを抱えている人も含む。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす専門職。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

【た 行】

ダブルケア

育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。近年、晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担うことの問題が指摘されている。子育てや介護は精神的、体力的な負担が大きく、また誰に相談してよいか分からず、問題を当事者だけで抱え込みがちになるため、新たな支援が必要となっている。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置付けられている。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

地域福祉

誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らし続けられるよう、地域住民、ボランティアグループなど多様な主体が参画・協働し、地域の様々な資源を発見・活用し、必要に応じて開発・支援しながら地域の生活・福祉課題の解決に取り組む活動。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように心身の健康維持や生活の安定、保健、福祉、医療の向上、虐待防止など様々な課題解決に向けた取組を関係機関と共に支援を行う機関。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。家庭内暴力の防止及び被害者の保護・支援を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、平成20年1月11日に施行されている。

【な 行】

ニーズ

必要、要求などと訳され、人間が生きていく上で基本的に必要となる条件を指す。福祉分野においては、支援者の生活全般の解決すべき課題のことをニーズという。つまり、それが解決できれば、希望とする生活や活動が可能になるという課題のこと。

認知症

脳の機能が病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、精神症状・行動障害（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする活動で、認知症サポーター養成講座を受講した人。認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいる。

ネットワーク

市民個人や集団と集団などの網状のつながりの意味。地域福祉活動は市民の誰もが幸せになることを目指すものだが、その推進を図るためには市民同士をはじめ関係機関・団体などとの能動的で活動的なネットワーク構築が欠かせない。

【は 行】

8050問題

引きこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来する。

発達障害

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続き。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念。

避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

ボランティア

個人の自由な意思によって金銭的对価を求めず、社会的貢献を行うこと及びそれに携わる人のこと。

ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

【ま 行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、福祉事務所など関係機関への橋渡しなど必要な支援活動を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

【や 行】

要支援・要介護認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人のこと。

第2次 海南省地域福祉計画

発行年月：令和2年3月

編集・発行：海南省暮らし部 社会福祉課

〒642-8501 海南省南赤坂 11 番地

電話：073-483-8432 FAX：073-483-8429
